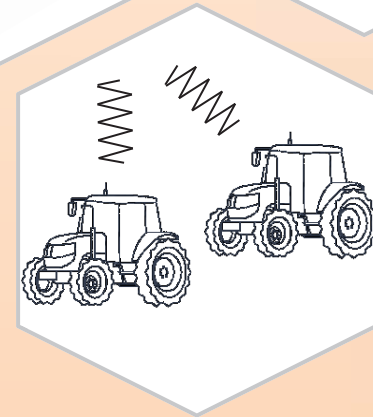
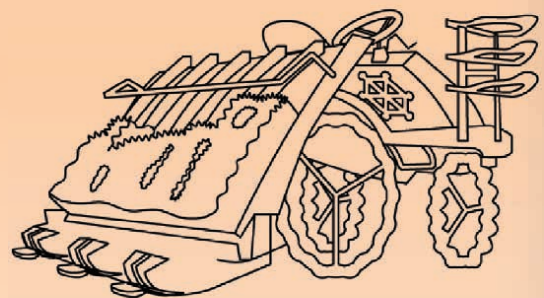




スマート農業技術の
活用に向けて

スマート農業技術活用施策 パンフレット



令和7年1月版
(Ver.1.0)

農林水産省

本パンフレットについて(スマート農業技術とは)

農業の担い手不足や高齢化が深刻化する中、生産水準を維持し、生産性の高い食料供給体制を確立するため、農作業の効率化等に資するスマート農業技術の活用を促進する必要があります。

本パンフレットは、スマート農業に取り組む農業者や事業者の方等を対象に、活用いただける主な事業等を取りまとめています。

今後も、事業メニューの変更等を踏まえて適宜更新していくことを予定しています。

スマート農業技術活用促進法とは？

スマート農業技術の活用をさらに推進し、農業の生産性の向上を図るべく、生産と開発に関する2つの計画認定制度を設け、認定を受けた農業者や事業者に対して、税制・金融等の支援措置を講ずることを内容とする「スマート農業技術活用促進法」が令和6年通常国会で成立し、同年10月1日に施行されました。

生産方式革新実施計画

- ・ スマート農業技術の活用と人手による作業を前提とした栽培方法の見直し等新たな生産の方式の導入をセットで相当規模で行い、スマート農業技術の効果を十分に引き出す生産現場の取組を認定し、生産性の高い農業を実現。

【申請者】

- ・ 生産方式革新事業活動を行おうとする農業者等（農業者又はその組織する団体）

（スマート農業技術活用サービス事業者や食品等事業者が行う生産方式革新事業活動の促進に資する措置を計画に含め支援を受けることが可能）

開発供給実施計画

- ・ 農業において特に必要性が高いと認められるスマート農業技術等について、重点開発目標として明示し、これに沿ってスマート農業技術等の開発や生産現場への供給※を一体的に行う取組を国が認定し、開発及び成果の普及を促進。

※供給の取組には、①スマート農業技術等を活用した農業機械等の生産及び販売、又は②スマート農業技術活用サービスの提供が該当。

【申請者】

- ・ 開発供給事業を行おうとする者（農機メーカー、サービス事業者、大学、公設試等）

計画認定を受けるメリット

- 融資・税制等の特例措置が受けられる！
- 予算上の優遇措置（※）が受けられる！

（※）計画と事業内容が関係している場合に限りです

詳細はこちら



農水省HP

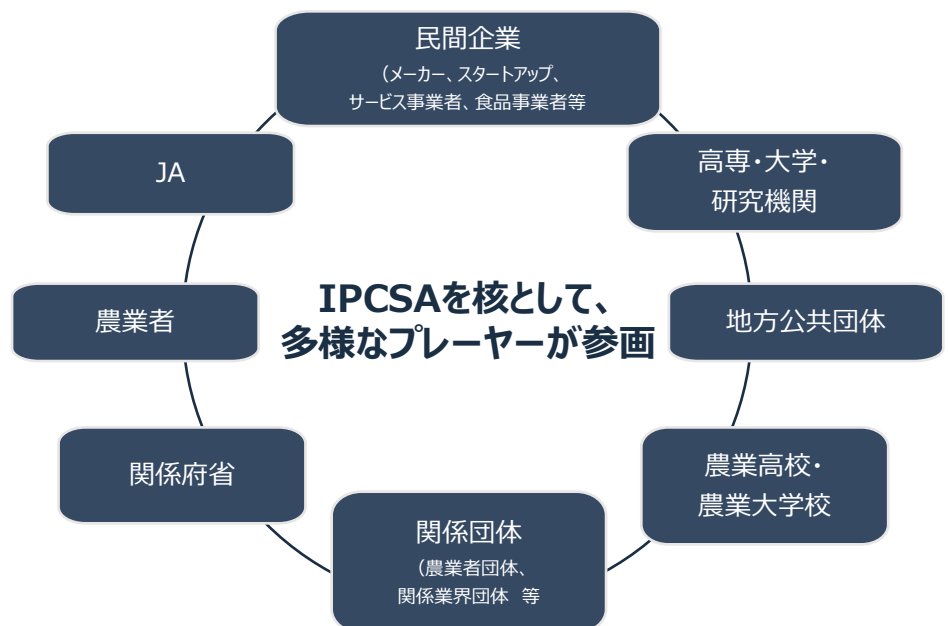
スマート農業イノベーション推進会議(IPCSA)について

- **スマート農業技術の開発及び普及の好循環の形成を推進していくため、農業者、JA、関係団体、民間企業（メーカー、スタートアップ、農業支援サービス事業者、食品事業者等）、高専・大学・研究機関、地方公共団体、農業高校・農業大学校等の多様なプレイヤーが参画するIPCSA（スマート農業イノベーション推進会議）※を設置します。**
- 同会議において、生産と開発の連携、情報の収集・発信・共有、関係者間のマッチング支援、人材育成等を通じ、**コミュニティ形成を促進**します。

※IPCSA : Innovation Promotion Conference for Smart Agriculture

●主な機能

1. 生産と開発の連携
2. 情報の収集・共有・発信
3. 関係者間のマッチング
4. 人材の育成
5. 技術的な検討



●今後のスケジュール等

令和6年9月に準備会合を開催し、同年10月からHP開設、会員を募集。
令和7年度から本格的に活動を開始。

スマート農業に関心のある方は農研機構HP
から会員登録をお願いします。

スマート農業イノベーション推進会議



農研機構HP

目次

※R7予算の支援措置の内容等については、今後の予算編成過程で変更があり得ますのでご注意ください。
 ※詳細については、必ず各事業の要綱・要領等を御確認ください。

生産 生産者（生産方式革新事業活動）向け

制度・事業	支援内容			P.
	農業用 機械	農業用 施設	その他	
スマート農業技術活用促進資金	○	○	—	8
スマート農業技術活用投資促進税制	○	○	—	9
強い農業づくり総合支援交付金（食料システム構築支援タイプ）	○	○	新技術の栽培実証等を支援	10
強い農業づくり総合支援交付金（産地基幹施設等支援タイプ）	—	○	—	10
新基本計画実装・農業構造転換支援事業	—	○	—	11
産地生産基盤パワーアップ事業（園芸作物等の先導的取組支援）	○	—	果樹・茶の改植・新植等を支援	12
産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策）	○	○	より高い成果目標を設定する場合、1年間に限り関連費用を定額助成	12
スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート対策事業のうちスマート農業技術と産地の橋渡し支援	○	—	市販のスマート農業機械等の改良を支援（機械導入費用は支援対象外）	13
持続的生産強化対策事業（戦略作物生産拡大支援）	—	—	培技術等の導入に向けた圃場試験・マニュアル作成等に係る経費も支援	13
持続的生産強化対策事業（果樹農業生産力増強総合対策）	○	—	果樹の改植・新植等を支援	14
持続的生産強化対策事業（花き支援対策）	—	—	技術実証・マニュアル作成等に係る経費を支援	14
持続的生産強化対策事業（茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進）	○	—	茶の改植・新植、実証圃場の設置等を通じた生産体制の確立等を支援	15
国産小麦・大豆供給力強化総合事業	○	—	営農技術の導入（定額）も支援	15
畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業	○	—	実証圃場の設置や実証に必要な農薬・肥料等の資材費も支援	16
国産野菜サプライチェーン連携強化緊急対策事業	○	—	栽培実証、データ連携等の実証や農業用機械のリース導入を支援	16
農地利用効率化等支援交付金	○	○	—	17
担い手確保・経営強化支援事業	○	○	—	17
畜産クラスター事業（施設整備事業・機械導入事業）	○	○	—	18
ICT化等機械装置等導入事業	○	—	生産方式革新実施計画の認定を受けた場合、一体的な施設の補改修も支援	18
グリーンな栽培体系加速化事業	○	—	実証に必要な農薬や肥料等の資材費も支援	19
SDGs対応型施設園芸確立	○	—	—	20
地域循環型エネルギーシステム構築	—	—	営農型太陽光発電設備・次世代型太陽電池の導入実証を支援	20
大規模輸出産地モデル形成等支援事業	—	—	生産・流通体系の転換に係る検証圃場の設置や必要な種子、肥料、生産資材等も支援	21
GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト	—	—	生産・流通体系の転換に係る検証圃場の設置や必要な種子、肥料、生産資材等も支援	21
農業信用保証保険制度	○	○	—	22

目次

※R7予算の支援措置の内容等については、今後の予算編成過程で変更があり得ますのでご注意ください。
 ※詳細については、必ず各事業の要綱・要領等を御確認ください。

開発

開発事業者・メーカー（開発供給事業者）向け

制度・事業	支援内容		P.
	研究開発	設備投資	
スマート農業技術活用促進資金	—	○	26
登録免許税の軽減（開発供給実施計画に基づく登記の税率の軽減）	○	—	27
スマート農業技術の開発・供給加速化対策 スマート農業技術の開発・供給促進 （重点課題対応型研究開発（民間事業者対応型））	○	—	28
みどりの食料システム戦略実現技術開発・社会実装促進事業	○	—	28
スマート農業技術の開発・供給加速化対策 （現場ニーズ対応型研究）	○	—	29
スマート農業技術の開発・供給加速化対策 （技術改良・新たな栽培方法の確立の促進）	○	—	29
スマート農業技術の開発・供給加速化対策 （スマート生産方式SOP（標準作業手順書）作成研究）	○	—	30
政策ニーズに対応した革新的新品種開発	○	—	30
アグリ・スタートアップ創出強化対策 スタートアップへの総合的支援	○	—	31
ディープテック・スタートアップ支援事業	○	—	31
SBIR制度	○	—	32
みちびきを利用した実証事業	○	—	32
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金	—	○	33
成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）	○	—	33
投資円滑化法に基づく民間投資の促進	○	—	34
中小企業投資育成からの投資	○	—	34
中小機構が出資するファインドによる投資	○	—	35
中小企業経営強化税制	—	○	36
中小企業投資促進税制	—	○	37
一般試験研究費の額に係る税額控除	○	—	37
中小企業技術基盤強化税制（研究開発税制）	○	—	38
特別試験研究費税額控除制度（オープンイノベーション型）	○	—	38

目次

※R7予算の支援措置の内容等については、今後の予算編成過程で変更があり得ますのでご注意ください。
※詳細については、必ず各事業の要綱・要領等を御確認ください。

サービス スマート農業技術活用サービス事業者向け

- ・ **生産方式革新実施計画及び開発供給実施計画の認定について**
 - スマート農業技術活用促進資金 P.40
 - スマート農業技術活用投資促進税制 P.41
- ・ **スマート農業機械の導入・施設整備や事業立ち上げに使える支援措置について知りたい**
 - スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業 P.42
(スマート農業・農業支援 サービス事業導入総合サポート事業)のうち
 - ・スマート農業技術と産地の橋渡し支援
 - ・農業支援サービスの先進モデル支援
 - ・農業支援サービスの立ち上げ支援
 - 畜産クラスター事業（施設整備事業・機械導入事業） P.44
 - 国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業のうち飼料生産組織の体制強化支援
 - 中小企業経営強化税制 P.45
 - 中小企業投資促進税制 P.46
- ・ **資金調達に使える支援措置について知りたい**
 - 中小企業経営力強化資金＜公庫中小事業＞ P.47
 - 新事業育成資金＜公庫中小事業＞
 - 信用保証協会による保証 P.48
 - 中小企業等経営強化法に基づく支援措置（信用保証）
 - 中小企業等経営強化法に基づく支援措置（債務保証） P.49

その他 地方公共団体や教育機関等向け

- ・ **スマート農業活用のためのインフラ整備に使える支援について知りたい**
 - 農山漁村振興交付金のうち情報通信環境整備対策 P.50
 - 農地耕作条件改善事業
 - 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金） P.51
 - 未来技術社会実装事業
 - 情報通信インフラ整備加速化パッケージ P.52
 - 地域社会DX推進パッケージ事業 P.53
- ・ **スマート農業活用人材の育成に使える支援について知りたい**
 - スマート農業教育推進 P.54
 - 農業教育高度化事業 P.55
 - マイスター・ハイスクール（次世代型地域産業人材育成刷新事業）
 - 高等学校DX加速化推進事業 P.56
 - 高専発！「Society5.0型未来技術人財」育成事業

<スマート農業技術を活用する農業者の方へ>

「生産方式革新実施計画の認定を受けるには」

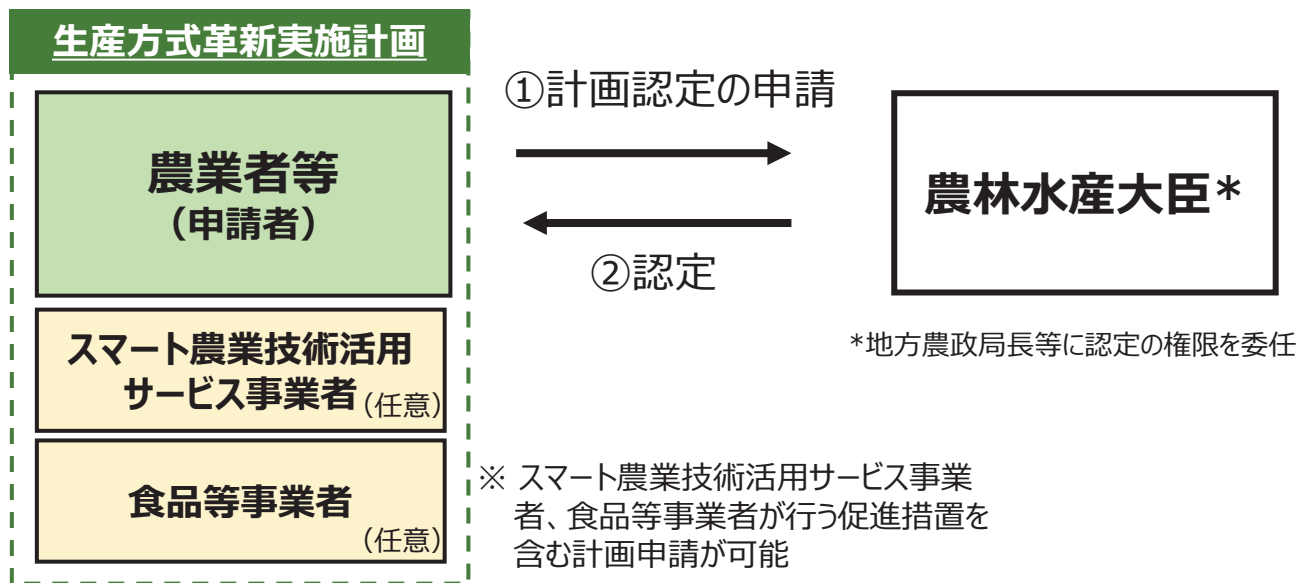
- スマート農業技術活用促進法では、農業者等がスマート農業技術を活用して行う農産物の生産とこれと併せて行う新たな生産の方式の導入を相当規模で行い、農業の生産性を相当程度向上させる取組を「生産方式革新事業活動」と位置づけ、その取組を促進しています。
- 生産方式革新事業活動を行おうとする農業者等は、「生産方式革新実施計画」を作成し、農林水産大臣の認定を受けることで、支援措置を受けることができます。

●対象者

- 農業者又はその組織する団体（農業法人・JA等）
- スマート農業技術活用サービス事業者
- 食品等事業者

※申請は農業者又はその組織する団体が行う必要があります。

●生産方式革新実施計画のスキーム



●手続きフロー



まずは所在地を管轄する地方農政局等（環境・技術課）まで御相談ください。



生産方式革新実施計画の
申請・認定に関する情報

<スマート農業技術を活用する農業者の方へ>

「生産方式革新実施計画の認定を受けるには」

●認定の対象となる取組

スマート農業技術の活用と農産物の新たな生産の方式の導入をセットで**相当規模**で行い、農業の生産性を**相当程度**向上させる事業活動

スマート農業技術の活用と農産物の新たな生産の方式の導入(取組例)

	+		+		+		➡	
直播ドローンの活用		直播適性の高い品種の導入		ロボットトラクタの活用		出典： 大区画化前圃場は国土地理院空中写真		圃場の大区画化
	+				+			
無人運搬ロボットの活用		省力樹形の導入による動線の確保		搾乳ロボットの活用		フリーストール式畜舎の導入		

●相当規模（規模の要件）

- ・本事業活動で取り組む品目における、申請者の作付面積等のおおむね過半で取り組むこと。

●相当程度（計画の目標）

- ・計画全体で農業の労働生産性*を5%以上向上させること。
* 労働生産性…付加価値額（営業利益＋人件費＋減価償却費）／労働時間or取組人数
- ・本事業実施前と比較し、所得が維持されること。また、それが正となること。

●実施期間

- ・原則5年以内（果樹等の植栽又は育成を伴う場合等は10年以内で設定可能）

●計画認定により受けられるメリット措置

- 日本政策金融公庫から**長期低利の融資**を受けられます。
- 設備投資の際、**税制上の優遇措置**が受けられます。
- その他、出荷契約の際の野菜法の特例、航空法・農地法に係る行政手続きのワンストップ化が活用できます。

<スマート農業技術を活用する農業者の方へ>

「生産方式革新実施計画の認定による特例措置」

●スマート農業技術活用促進資金

スマート農業技術活用促進法に基づき計画認定を受けた取組を支援するための資金

対象

認定生産方式革新事業者又は認定開発供給事業者

- ・農業者等
- ・スマート農業技術活用サービス事業者
 - ア 農業者に代わって農作業を行う方
 - イ 農業者へ農業機械等を賃貸する方（※）
 - ウ 農業者に農業に関する高度な知識又は技術を有する人材を派遣する方（※）
 - エ 農業に関するデータの収集、整理や分析を行い、農業者にその結果を提供又は指導、助言等を行う方（※）
- ・食品等事業者（※）
- ・農機メーカー等の農業資材の生産及び販売を行う者（※）

※中小企業者に限る。

主な要件

生産方式革新実施計画の認定を受けていること又は開発供給実施計画の認定を受けていること。

ポイント

- ・スマート農業機械や営農支援ソフトの導入（購入費、研修費）、機械収穫に適した樹形の導入（改植費、農薬・資材費）等に活用できます。

支援内容

1. 償還期限

25年以内（食品等事業者は10年超25年以内）

2. 据置期間

5年以内

3. 貸付金利

借入期間に応じて0.85%～1.55%（令和6年12月18日現在）

4. 貸付限度額（融資率）

貸付けを受ける者の負担する額の80%以内

5. 貸付金の使途

認定計画に従って生産方式革新事業活動（又は開発供給事業※）を行うために必要な資金であって次に掲げるもの

- （1）機械、ソフトウェア等の取得、施設の整備等
- （2）長期運転資金（研修費、販売促進費等）

※研究開発は対象外

お問合せ先

日本政策金融公庫支店、沖縄振興開発金融公庫支店

<スマート農業技術を活用する農業者の方へ> 「生産方式革新実施計画の認定による特例措置」

● スマート農業技術活用投資促進税制（農業者向け）

スマート農業技術活用促進法に基づき、認定生産方式革新実施計画に参加する農業者等が生産方式革新事業活動に必要となる機械や対象設備の取得等をした場合に税制特例が受けられる制度。

対象者

農業者等

主な要件

- 生産方式革新実施計画の認定を受けていること
- 対象の機械装置を導入した農業者等に係る労働生産性を5年間で5%以上向上させること（個人又は法人単独で満たす必要。）
- スマート農業技術の効果の十分な発揮に必要な圃場の形状、栽培の方法、品種の転換等の取組を、生産方式革新事業活動の過半で行うこと
- 生産方式革新事業活動に係る作付面積又は売上高が、総作付面積又は総売上高の過半を占めること

ポイント

- ・ 特別償却により機械等導入当初の税負担を軽減できます。

支援内容

対象となるスマート農業機械等の導入当初に通常の償却額に一定額を上乗せして損金に算入可能（特別償却）。

特別償却率は、
機械装置※、器具備品：32%
建物等、構築物：16%

※スマート農業技術を組み込んだ機械装置については、7年以内に販売されたもの

特例の対象設備

- (1) スマート農業技術を組み込んだ機械装置
(例：キャベツ自動収穫機、搾乳ロボット等)
- (2) (1) と一体的に導入された機械装置、器具備品、建物等、構築物のうち(1)が効果を発揮するために必要不可欠なもの
(例：環境制御装置＋低コスト耐候性ハウス
ロボットトラクター＋RTK基準局)

お問合せ先

農林水産省農産局技術普及課スマート・サービスユニット
(☎03-6744-2107)

<スマート農業技術を活用する農業者の方へ>

強い農業づくり総合支援交付金のうち ● 食料システム構築支援タイプ

計画認定による優遇措置対象

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた食料システムを構築するため、実需とのつながりの核となる拠点事業者と農業者・産地等が連携し、生産から流通に至るまでの課題解決に必要なソフト・ハードの取組を一体的に支援します。

実施主体

農業者の組織する団体等

主な採択要件

食料システム構築計画（3年）の作成

ポイント

- ・生産方式革新実施計画の認定を受けることで、事業実施に際し必要となる食料システム構築計画のみなし措置を受けることができます。

支援内容

- 助成対象：整備事業（農業用施設）、ソフト支援（農業用機械、実証等）
- 補助率：定額、1/2以内
- 上限額：整備事業 20億円/年、ソフト支援 5,000万円/年 × 3年

お問合せ先

最寄りの都道府県庁又は各地方農政局生産部生産振興課等
農林水産省農産局総務課生産推進室（☎ 03-3502-5945）

強い農業づくり総合支援交付金のうち ● 産地基幹施設等支援タイプ

計画認定による優遇措置対象

産地農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による集出荷貯蔵施設や冷凍野菜の加工・貯蔵施設等の産地の基幹施設の整備等を支援します。

実施主体

農業者の組織する団体等

主な採択要件

- 受益農業従事者（農業の常時従事者（原則年間150日以上））が5名以上
- 面積要件等を満たしていること
- 成果目標の基準を満たしていること
- 原則として総事業費が5,000万円以上であること 等

ポイント

- ・生産方式革新実施計画の認定を受けている場合、採択時にポイント加算。
- ・施設整備と一体的に導入するAI選果機などの設備導入も支援対象となります。

支援内容

- 助成対象：農業用の産地基幹施設
- 補助率：1/2以内等
- 上限額：20億円等

お問合せ先

最寄りの都道府県庁 又は 各地方農政局生産部生産振興課等
農林水産省農産局総務課生産推進室（☎ 03-3502-5945）

● 新基本計画実装・農業構造転換支援事業

地域計画により明らかになった地域農業の将来像の実現に向けて、老朽化した穀類乾燥調製貯蔵施設や集出荷貯蔵施設等の共同利用施設の再編集約・合理化を支援します。

実施主体

農業者の組織する団体等

主な採択要件

- 受益農業従事者（農業の常時従事者（原則年間150日以上））が5名以上
- 成果目標の基準を満たしていること（産地収益力の強化に向けた総合的推進と同様）
- 費用対効果分析を実施し、投資効率が1.0以上であること
- 原則として、総事業費が5千万円以上であること
- 目標年度までに環境負荷低減等の取組に係る研修を受講し、関連するチェックシートを提出すること

ポイント

- ・生産方式革新実施計画の認定を受けている場合、採択時にポイント加算。
- ・施設整備と一体的に導入するAI選果機などの設備導入も支援対象となります。

支援内容

- 助成対象：老朽化した共同利用施設（既存施設の撤去費用を含む）
- 補助率：1/2以内等
- 上限額：20億円/年×3年

お問合せ先

最寄りの都道府県庁 又は 各地方農政局生産部生産振興課等
農林水産省 農産局 総務課 生産推進室（☎ 03-3502-5945）

<スマート農業技術を活用する農業者の方へ>

計画認定による優遇措置対象

●産地生産基盤パワーアップ事業（園芸作物等の先導的取組支援）

園芸作物等について、需要の変化に対応した新品目・品種、省力樹形の導入や栽培方法の転換、技術導入の実証等の競争力を強化し産地を先導する取組を支援します。

実施主体

農業者、農業者の組織する団体 等

主な採択要件

- 成果目標の基準を満たしていること 等

ポイント

- ・ 果樹・茶の改植・新植等に活用できます。
- ・ 生産方式革新実施計画の認定を受けている場合、果樹は大規模改植・新植を優先支援、茶はポイント加算となります。

支援内容

補助率 定額、1/2 以内

お問合せ先

（果樹）農産局果樹・茶グループ（03-3502-5957）

（茶）各地方農政局生産部園芸特産課※

※北海道農政事務所においては生産支援課、内閣府沖縄総合事務局においては生産振興課

農産局果樹・茶グループ（03-6744-2194）

計画認定による優遇措置対象

●産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策）

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、計画の実現に必要な農業機械の導入、集出荷施設の整備等を総合的に支援します。また、施設園芸産地において、燃油依存の経営から脱却し省エネ化を図るために必要なヒートポンプ等の導入等を支援します。

実施主体

産地パワーアップ計画に参加する農業者、農業者の組織する団体 等

主な採択要件

- 産地パワーアップ計画において、収益性向上に係る成果目標が設定されており、基準を満たしていること
- 面積要件等を満たしていること 等

ポイント

- ・ 【農業用施設の整備】生産方式革新実施計画の認定を受けている場合、採択時にポイント加算。
- ・ 【農業用機械の導入】より高い成果目標（15%以上）を設定する場合は、1年間に限り関連費用（旅費、オペレーター養成費、技術コンサルタント料等）を定額助成（限度額：100万円/取組主体）

支援内容

- 助成対象：①整備事業（農業用施設）、②推進事業（農業用機械）
- 補助率：定額、1/2以内
- 上限額：20億円/年（①+②）

お問合せ先

最寄りの都道府県庁 又は 各地方農政局生産部生産振興課等
農林水産省農産局総務課生産推進室（☎ 03-3502-5945）

<スマート農業技術を活用する農業者の方へ>

計画認定による優遇措置対象

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうち

●スマート農業技術と産地の橋渡し支援

スマート農業技術を他品目等にカスタマイズするための改良を支援します。

実施主体

農業者、農業支援サービス事業者、農機メーカー等

主な採択要件

- 改良するスマート農業機械等が市販されているものであること
- 改良したスマート農業機械等を農業者又はサービス事業者が活用すること 等

ポイント

- ・農業者やサービス事業者が活用しているスマート農業機械等を当該機械の所期の対象品目と異なる品目や特定の産地における栽培方式等に適応させるための改良を支援します。
- ・生産方式革新実施計画又は開発供給実施計画の認定を受けている場合、ポイント加算となります。

支援内容

補助率 定額（上限額500万円）

お問合せ先

農林水産省 農産局農産政策部技術普及課
スマート・サービスユニット（☎ 03-6744-2107）

持続的生産強化対策事業のうち

計画認定による優遇措置対象

●戦略作物生産拡大支援

生産者、試験研究機関、行政・普及など地域の関係者が一体となって行う、麦、大豆等の戦略作物の生産性の向上に資する技術等の実証等を支援します。

実施主体

民間団体等

主な採択要件

- 事業内容が成果目標の達成に結び付く取組であること
- 事業実施区域の属する都道府県における大豆、麦及び飼料用米等の生産に係る課題及び取組方針が整理されていること等

ポイント

- ・栽培技術等の導入に向けた圃場試験・マニュアル作成等に係る経費も支援対象となります。
- ・生産方式革新実施計画の認定を受けている場合、ポイント加算となります。

支援内容

補助率 定額、1/2以内

お問合せ先

- ①各地方農政局等生産部生産振興課※
※北海道農政事務所においては、生産支援課
- ②農林水産省農産局穀物課豆類班（☎ 03-6744-2108）

<スマート農業技術を活用する農業者の方へ>

持続的生産強化対策事業のうち

計画認定による優遇措置対象

● 果樹農業生産力増強総合対策

国内外の需要に応えきれていない果樹の生産基盤を強化するため、省力的な樹園地への改植・新植等の取組を支援するほか、生産性を飛躍的に向上させるための産地構造の転換に向けた実証等の取組を支援します。

実施主体

果樹生産者等

主な採択要件

- 果樹産地構造改革計画（産地計画）に位置づけられた担い手であること
- 改植・新植は産地計画に位置づけられた品目であること等

ポイント

- ・ 果樹の労働生産性を向上させる省力樹形の導入等に活用できます。
- ・ 生産方式革新実施計画の認定を受けている場合、大規模改植・新植を優先支援するほか、実証の取組についてはポイント加算となります。

支援内容

補助率 定額、1/2等

お問合せ先

農林水産省 農産局 果樹・茶グループ（ ☎ 03-3502-5957）

持続的生産強化対策事業のうち

計画認定による優遇措置対象

● 花き支援対策（生産技術の高度化・産地体制の強化等の取組）

需要に応じた安定供給や生産性の向上に向けて、高温下で多発化傾向にある病害虫被害の効果的な防除、需要期に合わせた生産・出荷技術、生産コストの低減等に資する栽培技術の導入に必要な検討会の開催、実証試験の実施等を支援します。

実施主体

民間団体

主な採択要件

- 応募団体の要件等を満たしていること
- 成果目標の基準を満たしていること
- 事業実施計画が産地の課題解決に資する内容となっていること 等

ポイント

- ・ 産地の課題を解決するための生産技術実証に必要な機械を実証期間中のみリース・レンタルし、産地への技術導入に活用できます。
- ・ 生産方式革新実施計画の認定を受けている場合、ポイント加算となります。

支援内容

補助率 定額

お問合せ先

農林水産省 農産局 園芸作物課（ ☎ 03-6738-6162）

<スマート農業技術を活用する農業者の方へ>

持続的生産強化対策事業のうち

計画認定による優遇措置対象

● 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進

茶、薬用作物、甘味資源作物等の地域特産作物について、持続的な生産体制の構築や実需者ニーズに対応した高品質生産等を図るため、地域の実情に応じた生産体制の強化、国内外の需要創出、実需者と連携した産地形成など生産から消費までの取組を総合的に支援します。

実施主体

民間団体等

主な採択要件

- 応募団体の要件等を満たしていること
 - 成果目標の基準を満たしていること
- 等

ポイント

- ・茶の改植・新植、地域特産作物の実証ほの設置等を通じた生産体制の確立等に活用できます。
- ・茶、薬用作物等について、生産方式革新実施計画の認定を受けている場合、ポイント加算となります。

支援内容

補助率 定額、1/2以内等

お問合せ先

各地方農政局生産部園芸特産課※
※北海道農政事務所においては生産支援課、内閣府沖縄総合事務局においては、生産振興課
(茶、薬用作物等) 農産局果樹・茶グループ (03-6744-2194)
(甘味資源作物等) 地域作物課 (03-3501-3814)

● 国産小麦・大豆供給力強化総合対策

計画認定による優遇措置対象

麦・大豆の増産を目指す産地に対し、作付けの団地化、ブロックローテーション、営農技術・農業機械の導入等を支援します。

実施主体

生産者団体等（都道府県、市町村を含む）

主な採択要件

国産麦・大豆の生産・利用拡大に向けて、産地と実需が連携して麦・大豆国産化プランを策定

ポイント

- ・スマート農業機械の導入や新たにスマート農業技術を活用した生産の高度化・省力化に取り組む場合に活用できます。
- ・生産方式革新実施計画の認定を受けている場合、ポイント加算となります。

支援内容

営農技術の導入（定額）
農業機械の導入（1/2以内）

お問合せ先

最寄りの都道府県庁

<スマート農業技術を活用する農業者の方へ>

計画認定による優遇措置対象

● 畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業

沖縄県、鹿児島県等のさとうきび・かんしょ産地や北海道の畑作地帯等の畑作物産地における、持続的な畑作物産地体制の構築を図るため、労働力不足や病害虫の発生、気候変動、需要構造の変化など地域・品目ごとの環境変化への対応に向けた取組等を支援します。

実施主体

都道府県、市町村、農業者の組織する団体、民間団体等

主な採択要件

- 事業実施主体の要件等を満たしていること
- 成果目標の基準を満たしていること
- 事業内容が成果目標の達成に結び付く取組であること 等

ポイント

- ・生産性向上や労働負担軽減に係る農業機械等の導入・リース導入等に活用できます。
- ・産地の課題を解決するための実証に必要な実証ほの設置・運用経費や農業機械の借り上げに要する経費を支援します。
- ・生産方式革新実施計画の認定を受けている場合、ポイント加算となります。

支援内容

補助率 定額、1/2以内、6/10以内

お問合せ先

農林水産省 農産局 地域作物課（☎ 03-6744-2115）

計画認定による優遇措置対象

● 国産野菜サプライチェーン連携強化緊急対策事業

約3割を輸入に依存する加工・業務用野菜について、周年安定供給体制の構築により国産シェアを奪還するため、国産野菜サプライチェーンの連携強化を図るための対策を総合的に支援します。

実施主体

民間団体等

主な採択要件

- 事業実施主体の要件等を満たしていること
- 成果目標の基準を満たしていること
- 事業内容が成果目標の達成に結び付く取組であること 等

ポイント

- ・加工・業務用野菜生産に新たに取り組む際の栽培実証や農業機械のリース導入、サプライチェーンにおけるデータ連携の取組等に活用できます。
- ・生産方式革新実施計画の認定を受けている場合、ポイント加算となります。

支援内容

補助率 定額、1/2以内

お問合せ先

最寄りの都道府県庁、各地方農政局生産部園芸特産課等

<スマート農業技術を活用する農業者の方へ>

計画認定による優遇措置対象

● 農地利用効率化等支援交付金

地域計画の目標地図に位置付けられた者が、融資を受けて、経営改善の取組に必要な農業用機械・施設を導入する場合に支援します。

実施主体

地域計画の目標地図に位置付けられた者（事業実施年度内に目標地図に位置付けられることが確実であると市町村が認める者を含む）

主な採択要件

- 融資を活用して農業用機械・施設の導入を行うこと
- 成果目標を設定し、経営改善の取組を行うこと
- 事業費が整備内容ごとに50万円以上であること
- 耐用年数がおおむね5年以上20年以下のものであること 等

ポイント

- ・「スマート農業優先枠」を設置し、新たな技術を活用した農業用機械等の導入による、労働力不足の解消等のための取組を支援します。
- ・生産方式革新実施計画の認定を受けている場合、優先枠の対象となります。

支援内容

補助率 事業費の3/10以内
配分上限額：個人・法人問わず 1経営体当たり300万円
（必要な要件を満たす場合は600万円）

お問合せ先

最寄りの市町村 又は 各地方農政局経営・事業支援部経営支援課等

計画認定による優遇措置対象

● 担い手確保・経営強化支援事業

国内外の様々な経営環境の変化に対応し得る農業経営への転換を図ろうとする地域の中核となる担い手に対し、必要な農業用機械・施設を導入を支援します。

実施主体

地域計画の目標地図に位置付けられた者（事業計画承認年度内に目標地図に位置付けられることが確実であると市町村が認める者を含む）

主な採択要件

- 融資を活用して農業用機械・施設の導入を行うこと
- 成果目標を設定し、経営改善の取組を行うこと
- 事業費が整備内容ごとに50万円以上であること
- 耐用年数がおおむね5年以上20年以下のものであること 等

ポイント

- ・「省力化農業転換優先枠」を設置し、労働力不足の解消や生産性の向上等を図る省力化農業への転換に係る取組を支援します。
- ・生産方式革新実施計画の認定を受けている場合、優先枠の対象となります。

支援内容

補助率：事業費の1/2以内
配分上限額：法人3,000万円、法人以外1,500万円

お問合せ先

最寄りの市町村 又は 各地方農政局経営・事業支援部経営支援課等

<スマート農業技術を活用する農業者の方へ>

● 畜産クラスター事業（施設整備事業・機械導入事業）

畜産クラスター計画を策定した地域に対し、地域の収益性向上等に必要な家畜排せつ物の処理施設や機械の導入等を支援します。

実施主体

畜産クラスター協議会（畜産を営む者、地方公共団体、農業者の組織する団体その他の関係者が参画し設立する協議会）

主な採択要件

畜産クラスター計画を作成

ポイント

- ・畜産クラスター協議会の構成員が、生産方式革新実施計画の認定を受けている場合はポイント加算となります。
- ・施設整備事業においては、施設整備を実施する取組主体が、生産方式革新実施計画の認定を受けている場合もポイント加算となります。

支援内容

施設整備事業・機械導入事業（1/2以内）
（搾乳ロボット、エサ寄せロボット、分娩監視装置など）

お問合せ先

農林水産省 畜産局 企画課（☎ 03-3501-1083）

畜産クラスター事業のうち

計画認定による優遇措置対象

● ICT化等機械装置等導入事業

地域の畜産農家の労働負担軽減のため、搾乳ロボット・発情発見装置等のICT関連機械等を導入する取組を支援します。

実施主体

畜産ICT応援会議（畜産を営む者、後継牛・育成牛の預託を担う者、事業協同組合、畜産経営支援組織、乳業関連事業者、食肉関連事業者、畜産関係団体その他の地域の畜産関係者が参画する会議）

主な採択要件

- 畜産ICT化応援計画を作成
- 飼養頭数の上限の要件等を満たしていること

ポイント

- ・生産方式革新実施計画の認定を受けることで、通常支援対象ではない、搾乳ロボットや餌寄せロボットなどの機械装置の導入に伴う一体的な施設整備（補改修）も支援対象となります。

支援内容

補助率 1/2 以内
補助上限額 機械装置：1 経営体当たり 3,000万円
施設整備：1 経営体当たり 5,000万円

お問合せ先

農林水産省 畜産局 畜産振興課（☎ 03-6744-2587）

<スマート農業技術を活用する農業者の方へ>

計画認定による優遇措置対象

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

● グリーンな栽培体系加速化事業

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、産地に適した「環境にやさしい栽培技術」と「省力化に資する先端技術等」を取り入れた「グリーンな栽培体系」への転換を加速化するため、産地に適した技術を検証し、定着を図る取組を支援します。

実施主体

協議会、都道府県、市町村、農業協同組合
※農業者に加えて、都道府県（普及組織）又は農業協同組合（営農指導事業担当）が事業に参加すること

主な採択要件

以下の2点のうち、いずれか一方を満たしていること。

- 検証・普及を加速化すべき環境にやさしい栽培技術を検証すること
- 複数の産地が連携して環境にやさしい栽培技術を検証すること

※詳細は農林水産省HP（<https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/green/index.html>）に掲載されている事業説明資料の15～17ページをご参照ください。

支援内容

- ①環境にやさしい栽培技術・省力化に資する技術の検証
- ②①に必要なスマート農業機械等の導入
- ③①と併せて行う環境に配慮して生産した農産物への消費者の理解醸成
- ④グリーンな栽培体系の実践に向けた栽培マニュアルの作成、
産地内への普及に向けた産地戦略（ロードマップ）の策定

<交付単価>

②以外：定額（交付上限：1地区当たり300万円又は360万円※（うち③は30万円））

②：1/2以内（交付上限：1地区当たり1,000万円）

※有機農業又は複数の環境負荷低減の検証に取り組む場合は360万円

※スマート農業技術活用促進法に規定する「生産方式革新実施計画」の達成に資する検証に併せて取り組む場合は、
交付上限額を100万円引上げ

ポイント

- ・環境負荷低減技術、省力化技術を本格導入する前に効果やコストを検証できます。
検証に必要なスマート農業機械等の導入費も助成対象となります。（1/2以内）
- ・生産方式革新実施計画の達成に資する検証に取り組む場合、審査時のポイント加算や、
補助上限額100万円引上げなどの優遇措置が受けられます。

お問合せ先

最寄りの都道府県庁（普及センター等）又は各地方農政局生産部環境・技術課等

<スマート農業技術を活用する農業者の方へ>

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

● SDGs対応型施設園芸確立

計画認定による優遇措置対象

地域の気象条件や栽培管理方法等を踏まえ、環境負荷低減と収益性向上を両立した施設園芸の重点支援モデルを確立するための栽培実証や産地内への普及の取組を支援します。

実施主体

協議会、都道府県、市町村、農業協同組合

主な採択要件

- 協議会の場合は、都道府県が参画すること
- 重点支援モデルを策定すること

ポイント

- ・化石燃料のみに依存しない加温技術を試したいが、単収低下、経営コストの増加等が心配という産地（方）は、都道府県と連携することで気になる加温技術を試すことが可能です。また、化石燃料のみに依存しない加温技術と併せて環境制御装置等のスマート農業機械の導入も可能です。
- ・生産方式革新実施計画の認定を受けている場合、事業採択時のポイントの加算を受けられます。

支援内容

地域に適した重点支援モデルを確立するための栽培・経営実証、温泉熱等の地域エネルギーの賦存量調査及び賦存量マップの作成、経営指標やマニュアル作成・情報発信の取組を支援します。

交付単価：定額（栽培・経営実証のうち一部は1/2以内）

お問合せ先

最寄りの都道府県庁 又は 各地方農政局生産部園芸特産課※
※九州農政局においては、環境・技術課

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

● 地域循環型エネルギーシステム構築

計画認定による優遇措置対象

地域の再生可能エネルギー資源を活用した地域循環型エネルギーシステムの構築のための再生可能エネルギー利用のモデル的取組を推進します。

実施主体

営農型太陽光発電・次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組支援：協議会等

主な採択要件

協議会については、「農業者」「発電事業者」「都道府県・市町村・農業委員会又は地域の農業者が組織する団体」を構成員とすることが必要です。

ポイント

- ・本事業の構成員に計画の認定を受けている者が含まれており、また発電した再生可能エネルギーをスマート農業技術に活用する又は活用することを検討する場合、審査時のポイント加算を受けられます。

支援内容

営農型太陽光発電のモデルを策定する取組や、営農型太陽光発電設備・次世代型太陽電池の導入実証を支援します。

交付単価：定額（設備に係る経費は1/2以内）

お問合せ先

最寄りの都道府県庁 又は 各地方農政局生産部環境・技術課等

<スマート農業技術を活用する農業者の方へ>

● 大規模輸出産地モデル形成等支援事業

計画認定による優遇措置対象

輸出産地の育成を通じて国内生産基盤の強化を図るため、海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系への転換を通じた輸出産地のモデル形成等を複数年にわたり総合的に支援します。

実施主体

①都道府県又は②都道府県、市町村、農林漁業者、食品等製造事業者、食品等流通事業者、輸出事業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、金融機関等により構成された協議会

主な採択要件

- 地域の関係者が一体となって輸出推進体制を組織化すること
- 海外の規制・ニーズに対応した持続的な生産への転換や流通体系の転換への取組を推進する事業実施計画となっていること

支援内容

- 地域の関係者による輸出推進体制の組織化に係る経費（定額）
- 生産・流通体系の転換を通じた大規模輸出産地のモデル構築に係る経費（定額）
- 「フラッグシップ輸出産地」に認定された産地がさらなる輸出拡大に向け新たな取組を行う場合であって所定の要件を満たす場合は、補助上限額を引き上げて支援。

ポイント

- ・ 輸出に向けた栽培体系の見直しによる生産体系の転換等を支援します。
- ・ 生産方式革新実施計画の認定を受けている場合、ポイント加算となります。

お問合せ先

農林水産省輸出・国際局輸出支援課 輸出産地形成室（ ☎ 03-6744-7172）

グローバル産地生産流通基盤強化緊急対策のうち

計画認定による優遇措置対象

● GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト

地域の関係者が一体となって輸出推進体制を組織化するとともに、当該推進体制の下、海外の規制・ニーズに対応するための生産・流通体系の転換に取り組む大規模輸出産地を形成するモデル的な取組等を支援します。

実施主体

① 都道府県、② 都道府県、市町村、農林漁業者、食品等製造事業者、食品等流通事業者、輸出事業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、金融機関等により構成された協議会

主な採択要件

- G F Pコミュニティサイトへ登録していること。
- 本事業終了までに、本事業の実施を踏まえ、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づく輸出事業計画を作成し、又は変更し認定申請を行う事業実施計画となっていること。

等

ポイント

- ・ 輸出に向けた栽培体系の見直しによる生産体系の転換等を支援します。
- ・ 生産方式革新実施計画の認定を受けている場合、ポイント加算となります。

支援内容

補助率：定額
補助上限額：1事業実施地区あたり50百万円（「フラッグシップ輸出産地」に認定された産地がさらなる輸出拡大に向け新たな取組を行う場合であって所定の要件を満たす場合は100百万円）

お問合せ先

農林水産省 輸出・国際局 輸出支援課 輸出産地形成室（ ☎ 03-6744-7172）

<スマート農業技術を活用する農業者の方へ>

● 農業信用保証保険制度

農業者等や地方公共団体等の出資により設立された農業信用基金協会が、融資機関から資金の貸付けを受ける農業者等の債務を保証し、この保証について独立行政法人農林漁業信用基金（略称「信用基金」）が保証保険を行う仕組みとなっており、様々なニーズに応じた資金に係る債務保証が受けられます。

また、信用基金は、農業信用基金協会が保証する場合を除き、融資機関の大口貸付け等について直接保険引受けをする融資保険も行っています。

対象・要件

- (1) 農業を営む者及びその者が組織する法人
- (2) 農業に従事する者及びその者が組織する法人

ポイント

- ・ スマート農機具の購入等に必要な資金の借入れについて、本制度を活用いただけます。
- ・ 民間金融機関から融資を受ける際には、農業信用基金協会を保証人とする事で融資が受けやすくなります。

支援内容

【保証対象資金】

- (1) 農業用構築物、機械器具の改良、造成又は取得に必要な資金
- (2) 肥料、飼料、営農用備品等の購入 など

【保証限度額】

個人：3,600万円、法人：7,200万円（原則）

※ 資金の種類や条件によって異なる

お問合せ先

お近くの金融機関又は農業信用基金協会（全都道府県に設置）

<スマート農業技術等の開発・供給を行う事業者の方へ>

「開発供給実施計画の認定を受けるには」

- ・ スマート農業技術活用促進法では、事業者等が農業において特に必要性が高いと認められるスマート農業技術等の開発及び当該スマート農業技術等を活用した農業機械等又はスマート農業技術活用サービスの供給を一体的に行う取組を「開発供給事業」と位置づけ、その取組を促進しています。
- ・ 開発供給事業を行おうとする事業者等は、「開発供給実施計画」を作成し、農林水産大臣の認定を受けることで、支援措置を受けることができます。

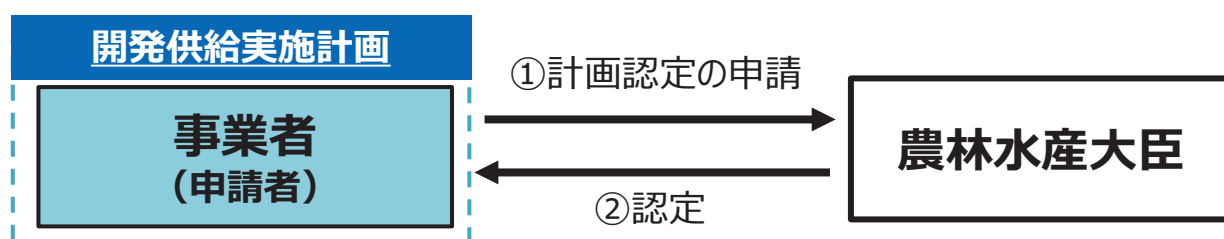
●対象者

スマート農業技術等の開発・供給を行う事業者

- ・ 農機メーカー
- ・ 大学、公設試験研究機関※
- ・ スタートアップ
- ・ スマート農業技術サービス事業者 等

※開発を担う大学や公設試であっても、供給を担う農機メーカー等と共同して取り組むことで申請が可能

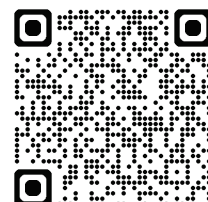
●開発供給実施計画のスキーム



●手続きフロー



計画の認定に関する事前相談は随時お受けしております。
計画の認定を希望する際は、計画の開始を予定している時点から、時間的余裕をもって、必要書類の準備を進めたうえで申請窓口となる農林水産省本省（研究推進課）にご連絡ください。



開発供給実施計画の
申請・認定に関する情報

<スマート農業技術等の開発・供給を行う事業者の方へ>

「開発供給実施計画の認定を受けるには」

●認定の対象となる取組

スマート農業技術等の開発（①）と開発した製品の供給（②）を
一体的に取り組む事業活動

<取組例>

【農機メーカーによる取組】

自動収穫ロボットの開発・販売



【農機メーカーによる取組】

① ネギの自動農薬散布
ロボットの開発



【サービス事業者による取組】

② 開発した①の技術を用いた
農薬散布サービスの展開



複数の者が共同して申請することも可能！

<対象となる技術>

(1) スマート農業技術

-次の①～③の全てを満たす技術が該当します。

- ①農業用の機械・ソフト等に組み込まれる技術
- ②情報通信技術を用いた技術
- ③農作業の効率化、負担軽減、経営管理の合理化等のための技術

(2) スマート農業技術の効果を高める種苗、肥料、農薬その他の農業資材

-例えば、スマート農業技術の効果を向上させる品種やスマート農業技術の効果の発揮に不可欠な栽培技術や農業資材が該当します。

●計画認定により受けられるメリット措置

➤ 日本政策金融公庫から**長期低利の融資**を受けられます。

※開発した製品の供給の取組に必要な資金が対象です。（研究開発の取組は貸付対象外）

➤ 農研機構が全国に有する**研究設備等を利用**することができます。

➤ 会社の設立や出資の受入れ等の際の**登録免許税が軽減**されます。

➤ 品種登録に係る出願料等の減免、中小機構による債務保証、航空法に係る行政手続きのワンストップ化が活用できます。

開発の取組とは

供給の前段階の研究開発や実証の取組が該当し、**既に確立された技術等の性能向上や適用範囲拡大等の技術上の改良を図る取組も含まれます。**

供給の取組とは

本事業により開発されたスマート農業技術等
を活用した

- ・ **農業資材の生産及び販売**
 - ・ **スマート農業技術活用サービスの提供※**
- が該当します。

※ 例えば、

- ① ドローンによる農薬散布等の農作業受託
 - ② 収穫ロボット等のスマート農業機械のレンタル・シェアリング
- 等のサービスにより、開発したスマート農業技術等を供給することをいいます。

<スマート農業技術等の開発・供給を行う事業者の方へ>

「農研機構の研究開発設備等の供用」

●支援の内容

- 計画の認定を受けると、**農研機構が保有するほ場や研究設備等の利用、（供用に関する）専門家の派遣**を受けることが可能です。

●対象者

- **開発供給実施計画の認定を受けた者**

※留意事項

- 実際の設備等の利用に当たっては、農研機構が定める規程等に基づき、利用申請書の提出等、農研機構と必要な調整を要します。
- 設備等の空き状況等によっては、供用ができない場合もありますこと、ご了承願います。
- 利用期間や内容に応じ、実費相当額を要します。
- 円滑な活用のため、事業者から当該措置の活用を含む開発供給実施計画の申請の相談を受けた際は、事業者の同意を得て、農林水産省から農研機構へ情報共有を行います。

●供用可能設備等

* 以下は一部。供用可能な設備の一覧（リスト）は、農研機構HPで公表中。

① スマート農業技術が組み込まれた農業機械等



ロボットトラクター



収量センサ付きコンバイン

② スマート農業技術等の開発に用いる設備等及びほ場



AI研究用スーパー
コンピューター
「紫峰」※1



ロボティクス
人工気象室※1



ほ場※2

③ ①・②に掲げる農業機械等並びに設備等及びほ場の円滑な利用を図るために必要な設備等及び土地

・データをまとめるための会議室 ・農機を保管するための倉庫 等

※1 農研機構との共同研究において利用可能

※2 当面は以下の3か所を想定。

- ・つくば（つくばみらい）：水田輪作、畑作、
- ・盛岡：水田輪作（水田作（乾田直播）・畑作・露地野菜）
- ・筑後：水田輪作



農研機構の研究開発設備等
の供用についての情報

<スマート農業技術等の開発・供給を行う事業者の方へ> 「開発供給実施計画の認定による特例措置」

●スマート農業技術活用促進資金（再掲）

スマート農業技術活用促進法に基づき計画認定を受けた取組を支援するための資金

対象・要件

認定生産方式革新事業者又は認定開発供給事業者

- ・農業者等
- ・スマート農業技術活用サービス事業者
 - ア 農業者に代わって農作業を行う方
 - イ 農業者へ農業機械等を賃貸する方（※）
 - ウ 農業者に農業に関する高度な知識又は技術を有する人材を派遣する方（※）
 - エ 農業に関するデータの収集、整理や分析を行い、農業者にその結果を提供又は指導、助言等を行う方（※）
- ・食品等事業者（※）
- ・農機メーカー等の農業資材の生産及び販売を行う者（※）

※中小企業者に限る。

主な要件

生産方式革新実施計画の認定を受けていること又は開発供給実施計画の認定を受けていること。

ポイント

- ・スマート農業機械を量産するための製造ラインの整備、産地実演会や市場調査などの販路開拓の取組（販売促進費）に活用できます。

支援内容

1. 償還期限

25年以内（食品等事業者は10年超25年以内）

2. 据置期間

5年以内

3. 貸付金利

借入期間に応じて0.85%～1.55%（令和6年12月18日現在）

4. 貸付限度額（融資率）

貸付けを受ける者の負担する額の80%以内

5. 貸付金の使途

認定計画に従って（生産方式革新事業活動又は）開発供給事業※を行うために必要な資金であって次に掲げるもの

- （1）機械、ソフトウェア等の取得、施設の整備等
- （2）長期運転資金（研修費、販売促進費等）

※研究開発は対象外

お問合せ先

日本政策金融公庫支店、沖縄振興開発金融公庫支店

<スマート農業技術等の開発・供給を行う事業者の方へ>

「開発供給実施計画の認定による特例措置」

●登録免許税の軽減

スマート農業技術等の開発や、当該技術を活用した農業機械等やスマート農業技術活用サービスの供給を行う農機メーカーや公設試、スタートアップ等の多様なプレイヤーの参入・協業を後押しするため、認定を受けた開発供給実施計画に従って行う会社の設立、出資の受入れ等の際に、登録免許税を軽減します。

対象者

令和9年3月31日までに開発供給実施計画の認定を受けた事業者

主な要件

開発供給実施計画の認定を受けていること

※登記申請の際には、別途証明書が必要となります。

ポイント

・会社の設立や増資等を行う際に必要な登記に係る登録免許税を軽減できます。

支援内容

	軽減税率	想定ケース
会社の設立	0.7%→0.35% (0.35%軽減)	資本金5,000万円の新会社を設立
	不動産の所有権の移転 2.0%→1.6% (0.4%軽減)	資本金5,000万円×0.35% = 17.5万円 →軽減額：17.5万円
出資の受入れ	0.7%→0.35% (0.35%軽減)	5億円の資金調達（増資）を実施
	不動産の所有権の移転 2.0%→1.6% (0.4%軽減)	増資額5億円×0.35% = 175万円 →軽減額：175万円
会社の合併	0.15%→0.1% (0.05%軽減)	資本金1億円の企業が、資本金5,000万円の企業を吸収合併し、資本金1.5億円の新会社を設立
	不動産の所有権の移転 0.4%→0.2% (0.2%軽減)	資本金増加額5,000万円×0.05% = 2.5万円 →軽減額：2.5万円
会社の分割	0.7%→0.5% (0.2%軽減)	資本金1億円の企業が、分割により資本金5,000万円の新会社を設立
	不動産の所有権の移転 2.0%→0.4% (1.6%軽減)	資本金5,000万円×0.2% = 10万円 →軽減額：10万円

※計画の認定を受けてから1年以内に行う登記に限ります。

お問合せ先

農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究推進課(☎ 03-3502-7438)

<スマート農業技術等の開発・供給を行う事業者の方へ>

計画認定による優遇措置対象

- スマート農業技術開発・供給加速化緊急総合対策のうち
 - スマート農業技術開発・供給加速化対策（令和6年度補正予算）
 - スマート農業技術活用促進総合対策のうち
 - スマート農業技術の開発・供給（令和7年度当初予算）
- （重点課題対応型研究開発（民間事業者対応型））**

特に必要性が高いスマート農業技術の開発を促進するため、スマート農業技術活用促進法に基づく重点開発目標に沿った民間事業者による研究開発を支援します。

実施主体

研究機関等で構成される研究グループ

主な申請要件

スマート農業技術活用促進法に基づく開発供給実施計画の認定者又は認定を受けることが確実な者が含まれていること。

ポイント

・AIによる高度な認識や精密なロボットの動作制御が必要となる複雑な作業の自動化など、高難易度の技術開発の取組を支援します。

支援内容

生研支援センターからの委託事業
委託上限額 1.5億円/年（3年以内）

お問合せ先

生物系特定産業技術研究支援センター 民間技術開発課
（メール：brain-smartagriweb@ml.affrc.go.jp）
農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究推進課
（メール：smart_agri@maff.go.jp ☎：03-3502-7437）

※スマート農業技術活用促進総合対策のうちスマート農業技術の開発・供給（令和7年度当初予算）については、後日公募予定であり、農林水産省、生研支援センターのホームページ等で改めてお知らせしますので、詳細は公募資料をご参照ください。

計画認定による優遇措置対象

●みどりの食料システム戦略実現技術開発・社会実装促進事業

食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立に向け、国主導で取り組むべき研究課題等を設定し、その研究開発を委託します。

実施主体

民間団体等（公設試、大学を含む）

支援対象

令和7年度新規公募課題は以下のとおりです。

- 環境負荷低減対策研究
- ・環境低負荷型の化学農薬施用技術の開発

- 気候変動適応研究

・気候変動に対応するための農林水産業の温暖化適応技術の開発

※国が各研究課題・研究内容及び達成目標を設定し、委託研究先を公募します。

ポイント

- ・テーマに応じた技術の開発などの取組を支援します。
- ・開発供給実施計画の認定を受けた者が参画する場合、採択審査時の加点措置を設けています。

支援内容

補助率 定額（委託事業）

お問合せ先

農林水産技術会議事務局研究企画課（03-3501-4609）

<スマート農業技術等の開発・供給を行う事業者の方へ>

計画認定による優遇措置対象

スマート農業技術開発・供給加速化緊急総合対策のうち

●スマート農業技術開発・供給加速化対策 (現場ニーズ対応型研究)

中山間地域を含む多様な現場ニーズに対応するため、スタートアップ、異業種、農機メーカー、大学、公設試等と産地が連携した機動的な研究開発を支援します。

実施主体

研究機関等で構成されるコンソーシアム若しくは研究機関単独

ポイント

- ・ 圃場が狭く、通信環境が不安定な中山間に対応した技術開発や、地域課題に対応した技術開発の取組を支援します。
- ・ 開発供給実施計画の認定を受けることで、審査時のポイント加算が受けられます。

支援内容

生研支援センターからの委託事業
委託上限額 0.3億円/年（3年以内）

お問合せ先

生物系特定産業技術研究支援センター 民間技術開発課
(メール: brain-smartagriweb@ml.affrc.go.jp)
農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究推進課
(メール: smart_agri@maff.go.jp ☎: 03-3502-7437)

計画認定による優遇措置対象

スマート農業技術開発・供給加速化緊急総合対策のうち

●スマート農業技術開発・供給加速化対策 (技術改良・新たな栽培方法の確立の促進)

開発技術を円滑に産地へ供給するため、メーカーとサービス事業者等によるプロトタイプの製造段階における改良や技術に適合した新たな栽培方法の確立を支援します。

実施主体

研究機関等で構成される研究グループ

主な申請要件

スマート農業技術活用促進法に基づく開発供給実施計画の認定者又は認定を受けることが確実な者が含まれていること。

ポイント

- ・ 機能追加・性能向上と併せ、実際に技術を運用するサービス事業者や利用する産地が無理なく技術導入・活用できるようにするための技術改良の取組を支援します。

支援内容

生研支援センターからの委託事業
委託上限額 1.0億円/年（3年以内）

お問合せ先

生物系特定産業技術研究支援センター 民間技術開発課
(メール: brain-smartagriweb@ml.affrc.go.jp)
農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究推進課
(メール: smart_agri@maff.go.jp ☎: 03-3502-7437)

<スマート農業技術等の開発・供給を行う事業者の方へ>

スマート農業技術開発・供給加速化緊急総合対策のうち

計画認定による優遇措置対象

●スマート農業技術開発・供給加速化対策

(スマート生産方式SOP（標準作業手順書）作成研究)

スマート農業技術の導入を推進するため、導入効果を着実に発揮させる栽培体系やサービス事業者を介した技術の運用方法等を検証し、標準化する取組を推進します。

実施主体

①技術開発メーカー、②産地（生産者）、③公的試験研究機関・大学、④サービス事業者等を構成員とするコンソーシアム

主な申請要件

スマート農業技術活用促進法に基づく開発供給実施計画の認定者又は認定を受けることが確実な者がコンソーシアムの構成員として含まれていること

ポイント

・スマート農業技術の導入効果を最大化するために必要となる作業工程ごとの手順・方法や、技術開発メーカー、サービス事業者、産地間の役割分担等を「スマート農業技術導入・運用手順書」としてとりまとめます。

支援内容

農研機構からの委託研究
委託契約上限額 1年目：1億円、2年目：5,000万円（予定）

お問合せ先

（国研）農業・食品産業技術総合研究機構本部 みどり戦略スマート農業推進室
（メール：sop-smartA@naro.affrc.go.jp）
農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究推進課
（メール：smart_agri@maff.go.jp ☎：03-6744-7043）

革新的品種開発加速化緊急対策のうち

計画認定による優遇措置対象

●政策二一ズに対応した革新的新品種開発

食料安全保障の確保等を図るため、開発段階から生産者・消費者・実需者の二一ズを踏まえた、産学官連携による今後の国内農業の基盤となる革新的な新品種の開発を推進します。

実施主体

民間団体等（公設試、大学を含む）

支援内容

- 今後の国内農業の基盤となる革新的な新品種として、以下のような新品種開発を支援します。
 - ・生産性向上に資する多収性品種
 - ・スマート農業の推進に資する機械作業適性品種
 - ・急激な気候変動下でも生産性を維持する高温耐性品種
 - ・環境負荷低減に資する病虫害抵抗性品種
 - ・国産への転換や輸出の促進に資する高付加価値品種
 - ・輸入に依存する肥料の使用量低減に資するBNI強化作物品種
- 研究費の上限額
 - ・単独の研究機関：3,000万円以内/3年
 - ・研究グループ：6,000万円以内/3年

ポイント

・スマート農業に対応した新品種の開発を支援します。
・開発供給実施計画の認定を受けることで、審査時のポイント加算が受けられます。

お問合せ先

農林水産省 農林水産技術会議事務局
研究統括官（生産技術）室（☎03-3502-2549）

詳しくはコチラ



生研支援センターHP

<スマート農業技術等の開発・供給を行う事業者の方へ>

「知」の集積と活用によるイノベーションの創出のうち

●アグリ・スタートアップ創出強化対策 スタートアップへの総合的支援

計画認定による優遇措置対象

農林水産・食品分野における政策的・社会的課題の解決や、サービス事業体等の新たなビジネス創出のため、SBIR制度のもと、革新的な研究開発とその事業化を目指して取り組むスタートアップ・中小企業等を支援します。

実施主体

農林水産・食品分野で革新的な研究開発とその事業化を目指して取り組むスタートアップ（原則設立15年以内）等

支援内容

- ①スタートアップ等が行う研究開発・事業化を目指す取組の支援
 - フェーズ0、1：上限1,000万円/年、●フェーズ2：上限2,000万円/年、●事業化準備フェーズ：上限3,000万円/年
 - ②スーパーアグリクリエイター発掘支援、
 - ③プログラムマネージャー等による伴走支援等
- 定額（委託）

ポイント

- ・発想段階から事業化準備フェーズまで、研究開発・事業化を目指す取組を切れ目なく支援し、また、プログラムマネージャーが伴走支援を行います。
- ・開発供給実施計画の認定を受けることで、審査時のポイント加算が受けられます。

お問合せ先

生物系特定産業技術研究センター スタートアップ支援課

メール：brain-stupweb@ml.affrc.go.jp

農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究推進課 産学連携室(☎ 03-3502-5530)

●ディープテック・スタートアップ支援事業

革新的な技術の事業化・社会実装を目指して研究開発に取り組むディープテック・スタートアップが、初期的な研究開発から量産化技術の実証まで、従来の事業より大規模（最大30億円）かつ長期（最大6年）の支援を受けられます。

対象・要件

- 開発供給事業者等
以下の全ての要件を満たす中小企業者
- (1) 経済社会課題の解決を志向している会社であって、その有する技術が課題の解決に資する者
 - (2) 革新的な技術の事業化及び社会実装を目指している者
 - (3) 創業から長期間経過していない者であって、VC等の資金を活用しながら、大きく事業の成長を図ろうとする者
 - (4) 事業成長のために研究開発投資を積極的に行っている者

ポイント

- ・実用化に向けた研究開発から量産化実証まで、一気通貫して支援を行います。

支援内容

実用化研究開発（前期）：上限額3億/5億、支援期間2～4年程度
実用化研究開発（後期）：上限額5億/10億、支援期間2～4年程度
量産化実証：上限額25億円、支援期間2～4年程度
※一気通貫支援の場合、上限額30億円、支援期間最長6年
【助成率】 最大2/3以内

お問合せ先

NEDO スタートアップ支援部 DTSU事務局 dtsu@nedo.go.jp

※詳細は公募要領をご参照ください。

<スマート農業技術等の開発・供給を行う事業者の方へ>

●SBIR制度

スタートアップ等による研究開発を促進し、その成果を円滑に社会実装し、それによって我が国のイノベーション創出を促進するための制度です。

対象・要件

開発供給事業者
科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律に基づき指定された各府省庁の研究開発補助金や委託費の交付を受けた原則設立15年以内の中小企業者等

ポイント

・スタートアップ等による研究開発とその成果の事業化に対する支援を受けられます。

支援内容

- (1) 技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大
- (2) 日本政策金融公庫の特別利率による融資
- (3) 特許料等の減免措置
- (4) 中小企業信用保険法の特例
- (5) 中小企業投資育成会社法の特例
- (6) SBIR特設サイトにおける研究開発成果等のPR 等

お問合せ先

内閣府科学技術・イノベーション推進事務局イノベーション推進担当
(☎03-6257-1333)
農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究推進課 産学連携室
(☎ 03-3502-5530)

●みちびきを利用した実証事業

準天頂衛星システム「みちびき」を利用した多種多様な製品・サービスが早期に提供される環境の整備のため、実際の利用環境を想定して行う実証事業に取り組む企業及び高専・大学等を支援します。

実施主体

開発事業者、サービス提供事業者、研究機関、自治体、大学・高専等

主な申請要件

みちびきの独自サービス（SLAS,CLAS,MADOCA,災危通報,信号認証等）を活用し、市場の拡大や新たな分野への展開に効果的な技術・開発に取り組む実証事業であること。

支援内容

補助率 定額（委託事業）
事業に必要な開発・実証等に伴う経費を支援（上限1,500万円）

ポイント

・みちびきのサービスを利用した新たなスマート農業の製品やサービスの開発の取組を支援します。

お問合せ先

準天頂衛星システムサービス株式会社
<https://qzss.go.jp/inquiry/>



準天頂衛星
システムサービス株式会社

<スマート農業技術等の開発・供給を行う事業者の方へ>

●ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

中小企業・小規模事業者等が革新的な新製品・新サービス開発等を行うための設備投資等に対する支援を受けられます。

対象・要件

開発供給事業者等

以下の要件を満たす 3～5 年の事業計画を策定及び実施する中小企業等

- ① 付加価値額の年平均成長率が+3.0%以上増加
- ② 1人あたり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上又は給与支給総額の年平均成長率が+2.0%以上増加
- ③ 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準
- ④ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等（従業員21名以上の場合のみ）

※最低賃金引上げ特例適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとします。

※基本要件が未達の場合、補助金返還義務があります。

（1）付加価値額：+3%以上/年

（2）給与支給総額：+1.5%以上/年

（3）事業場内最低賃金：地域別最低賃金+30円以上

ポイント

- ・補助率を2/3まで引き上げる最低賃金引き上げ特例を設けました。
- ・また、収益納付は求めません。

支援内容

【補助上限額】

3,000 円（大幅賃上げ特例適用の場合4,000万円）

【補助率】

中小企業 1/2 以内（最低賃金引上げ特例適用の場合2/3以内）

小規模企業者・小規模事業者、再生事業者 2/3以内

お問合せ先

補助金事務局の決定後、掲載します。

●成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）

中小企業者等が大学・公設試等研究機関等と連携して行う、ものづくり基盤技術及びIoT、AI等の先端技術を活用した高度なサービスに関する研究開発や試作品開発等の取組に対して、最大3年間の支援を受けられます。

対象・要件

開発供給事業者等

(1)中小企業等が、大学・公設試等の研究機関等と連携して研究開発等を行う事業

(2)(1)の研究開発が「中小企業の特定期間ものづくり基盤技術及びサービスの高度化等に関する指針」に則るものであること

ポイント

- ・研究開発・事業化に必要な様々な経費が補助対象になります。

支援内容

【補助率】

原則2/3 以内

【補助額の上限】

<通常枠>

単年度 :4,500 万円以下

2年間合計 :7,500 万円以下

3年間合計 :9,750 万円以下

<出資獲得枠>

単年度 :1 億円以下

2年間合計 :2 億円以下

3年間合計 :3 億円以下

お問合せ先

研究実施場所の都道府県を所管する経済産業局

<スマート農業技術等の開発・供給を行う事業者の方へ>

●投資円滑化法に基づく民間投資の促進

投資円滑化法に基づき、国による事業計画の承認を受けた民間の投資主体が、スマート農業技術等の開発・供給を行う事業者に対する投資を行います。

対象

スマート農業技術等の開発・供給を行う事業者

支援内容

投資円滑化法に基づき、国による事業計画の承認を受けて投資事業を行う株式会社又は投資事業有限責任組合が、スマート農業技術等の開発・供給を行う事業者に対する投資を行います。
(個々の事業者への投資は、各投資主体が決定します。)

お問合せ先

農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 新事業・食品産業政策課
ファイナンス室 (☎ 03-6744-2076)

●中小企業投資育成からの投資

中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法に基づいて設立された国の政策実施機関です。自己資本の充実とともに、経営の安定化、企業成長を支援します。

対象・要件

資本金 3 億円以下の株式会社であること (※)
事業基盤があり安定的な配当を実施できる収益力を有していること
公序良俗に反しない企業、投機的な事業を行っていない企業であること
等。なお、出資に当たっては所定の審査があります

※中小企業経営強化法等に基づく特例あり

支援内容

投資育成は、自己資金で投資を行っているため、投資先企業の経営の自主性を尊重した友好的・安定株主として、長期にわたり中堅・中小企業の皆様の後方支援を行います。投資後は育成事業として、事業承継支援や後継者育成支援、ビジネスマッチング等の各種支援を行います。

お問合せ先

東京中小企業投資育成株式会社 (☎03-5469-1811)
名古屋中小企業投資育成株式会社 (☎052-581-9541)
大阪中小企業投資育成株式会社 (☎06-6459-1700)

<スマート農業技術等の開発・供給を行う事業者の方へ>

● 中小機構が出資するファンドによる投資

中小機構が出資するファンドより、株式取得等による投資の他、経営面でのハンズオン支援が受けられます。

対象・要件

開発供給事業者等

投資対象となる企業に応じて3種類のファンドへ出資。

- (1) 起業支援ファンド：主に設立5年未満の中小企業・ベンチャー企業
- (2) 中小企業成長支援ファンド：新事業展開、事業の再編・承継等により新たな成長・発展を目指す中小企業
- (3) 中小企業再生ファンド：経営状況が悪化しているものの、相応の収益力があり、財務リストラや事業再構築により再生が可能な中小企業

ポイント

・新事業の創出や事業拡大、事業承継、事業再生などを支援します。

支援内容

<起業支援ファンド・中小企業成長支援ファンド>では以下の(1)、(2)を、<中小企業再生ファンド>では以下の(1)～(4)の支援を受けられます。

- (1) 株式取得等による資金提供
- (2) 投資会社による経営面のハンズオン支援
- (3) 再生計画策定支援
- (4) 金融機関からの金銭債権取得

お問合せ先

中小企業基盤整備機構ファンド事業部ファンド事業企画課
(☎03-5470-1672)

● 中小企業経営強化税制

中小企業等経営強化法に基づき、経営力向上計画の認定を受けた事業者が、その経営力向上計画に基づき、対象設備の取得等をした場合、税制特例が受けられます。

対象・要件

①A・B・D類型

【要件】

- (1) 経営力向上計画の認定を受けた特定事業者等であり、青色申告書を提出する中小企業者等であること
- (2) 対象設備が、生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備(生産性向上設備)、投資利益率が年平均7%以上の投資計画に係る設備(収益力強化設備)、又は、修正ROA又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する設備(経営資源集約化設備)であること

【対象設備】

機械装置(160万円以上)、ソフトウェア(70万円以上)、
器具備品・工具(30万円以上)、建物附属設備(60万円以上)

②B類型の拡充措置

【要件】

- (1) 投資利益率が年平均7%以上
- (2) 売上高100億円超を目指すロードマップの作成
- (3) 売上高成長率年平均10%以上を目指す
- (4) 前年度売上高10億円超90億円未満
- (5) 最低投資額1億円 OR 前年度売上高5%以上
- (6) 賃上げ率2.5% OR 5.0%以上 等

【対象設備】

機械装置(160万円以上)、ソフトウェア(70万円以上)、器具備品・工具(30万円以上)、建物及びその附属設備(1,000万円以上)

※生産性向上に資する設備の導入に伴って新增設される建物及びその附属設備に限る

※税制対象の設備投資総額の上限は、60億円

ポイント

・経営力向上を図る企業の設備投資を後押しします。

支援内容

①A・B・D類型

法人税又は所得税について、即時償却又は取得価額の10%の税制控除(資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%)を選択適用

②B類型の拡充措置

機械装置、ソフトウェア、器具備品・工具について：

法人税又は所得税について、即時償却又は取得価額の10%の税制控除(資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%)を選択適用

建物及びその附属設備について：

その年度末の雇用者給与支給総額が前年度末と比較して2.5%以上増加した場合、特別償却15%又は税額控除1%、5.0%以上増加した場合、特別償却25%又は税額控除2%を適用

お問合せ先

中小企業経営強化税制について：

中小企業税制サポートセンター(☎03-6281-9821)

経営力向上計画について：

経済産業省中小企業庁事業環境部企画課(☎03-3501-1975)

<スマート農業技術等の開発・供給を行う事業者の方へ>

● 中小企業投資促進税制

一定の機械装置等の取得等をした場合、税制特例が受けられます。

対象・要件

開発事業者等

青色申告書を提出する中小企業者等であること

【対象設備】

機械装置（160万円以上）、測定工具・検査工具（120万円以上）、ソフトウェア（70万円以上）、普通貨物自動車（車両総重量3.5t以上）、内航船舶（取得価額の75%が対象）等

ポイント

・生産性を高めるような設備投資を応援します。

支援内容

法人税又は所得税について、取得価額の30%の特別償却又は7%の税制控除を選択適用
（資本金3,000万円超1億円以下の法人は特別償却のみ適用可）

お問合せ先

中小企業税制サポートセンター（☎03-6281-9821）

● 一般試験研究費の額に係る税額控除

企業が研究開発を行っている場合に、法人税額から、試験研究費の額に税額控除割合（1%～14%）を乗じた金額を控除できます（上限：法人税額の25%）。

対象・要件

青色申告書を提出する法人

支援内容

試験研究費の額に応じ、法人税額を控除（1%～14%）

お問合せ先

イノベーション・環境局研究開発課(☎ 03-3501-9221)

● 中小企業技術基盤強化税制（研究開発税制）

研究開発を行った場合、その試験研究費の一定割合の金額について法人税・所得税の税額控除が受けられます。

対象・要件

開発事業者等
青色申告書を提出する中小企業者等又は農業協同組合等

支援内容

- (1)：中小企業技術基盤強化税制又は一般型
試験研究費の一定割合の金額をその事業年度の法人税額から控除することを認めるもの。
- (2)：特別試験研究費税額控除制度（オープンイノベーション型）
特別試験研究費の一定割合の金額をその事業年度の法人税額から控除することを認めるもの。

ポイント

・農業協同組合も制度を適用できます。

お問合せ先

本税制の適用にあたってのご質問は税理士又は最寄りの税務署等にお問い合わせください。

研究開発税制について：
イノベーション・環境局研究開発課(☎ 03-3501- 9221)

中小企業技術基盤強化税制について：
経済産業省中小企業庁経営支援部 イノベーションチーム(☎ 03-3501-1816)

● 特別試験研究費税額控除制度（オープンイノベーション型）

大学や国の研究機関、また他企業等との共同研究及び委託研究等に要した試験研究費の額に一定の控除率を乗じて計算した金額を、当該事業年度の法人税額から控除できます。

対象・要件

研究開発を行う企業

支援内容

特別試験研究費の額に、一定の控除率を乗じた額を法人税額から控除（調整前法人税額の10%が上限）

対象となる共同試験研究又は委託試験研究	控除率
大学その他これらに準ずる者との共同試験研究又はこれらに対する委託試験研究	30%
特定新事業開拓事業者若しくは成果活用促進事業者との共同試験研究又はこれらに対する委託試験研究	25%
上記以外のもの	20%

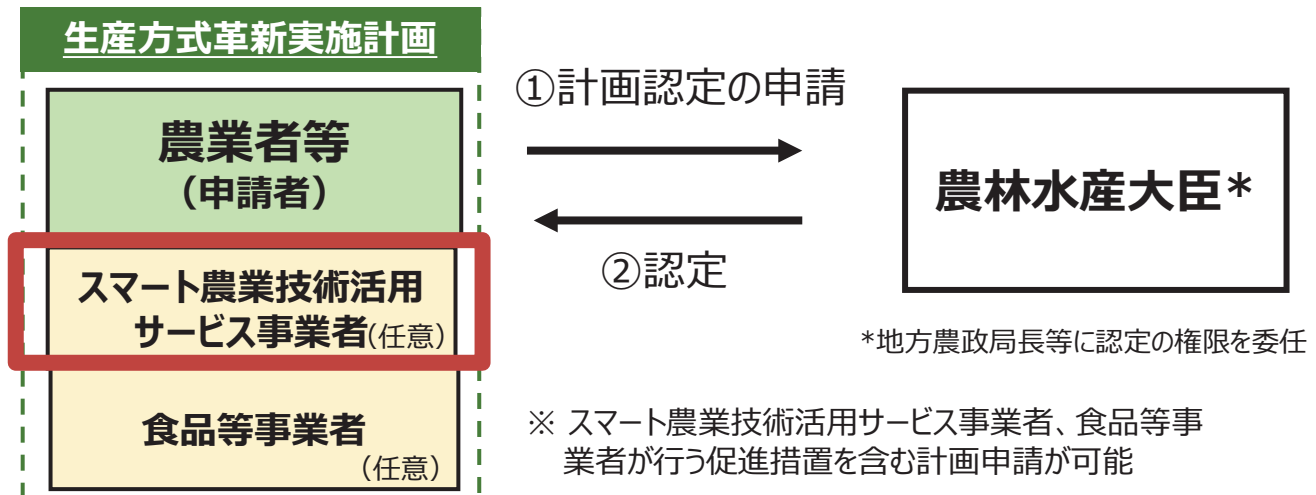
お問合せ先

イノベーション・環境局研究開発課(☎ 03-3501- 9221)

<スマート農業技術活用サービス事業者の方へ>

「生産方式革新実施計画及び開発供給実施計画の認定について」

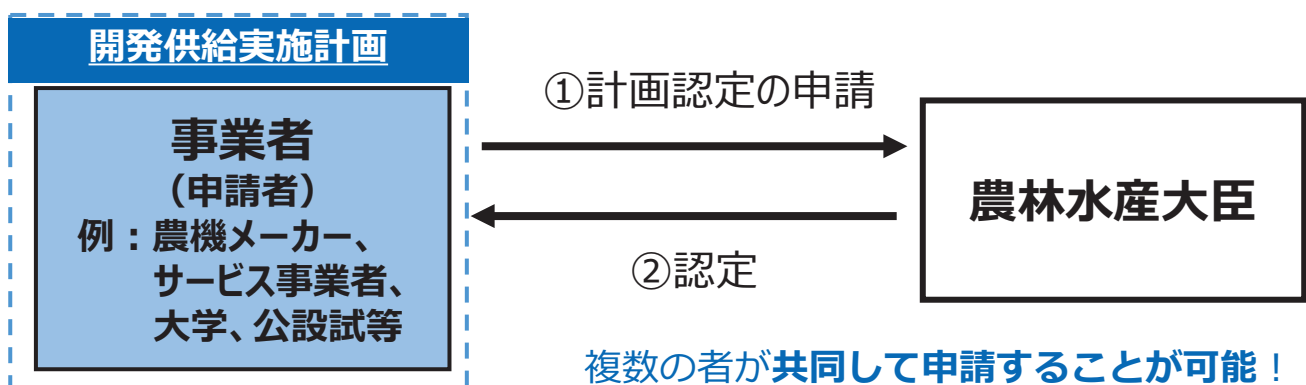
生産方式実施計画においては、農業者等（申請者）の行う生産方式革新事業活動の内容に照らして、一体的に取り組むことが効果である場合、スマート農業技術活用サービス事業者が行う措置を計画に記載することが可能です。



<取組例>



開発供給実施計画では、開発供給事業として一体性を有していれば、複数の事業者が共同して申請可能。そのため、開発を担う事業者と一体となって供給を担う、スマート農業技術活用サービス事業者も計画の申請が可能です。



●スマート農業技術活用促進資金（再掲）

スマート農業技術活用促進法に基づき計画認定を受けた取組を支援するための資金

対象・要件

認定生産方式革新事業者又は認定開発供給事業者

- ・ 農業者等
- ・ スマート農業技術活用サービス事業者
 - ア 農業者に代わって農作業を行う方
 - イ 農業者へ農業機械等を賃貸する方（※）
 - ウ 農業者に農業に関する高度な知識又は技術を有する人材を派遣する方（※）
 - エ 農業に関するデータの収集、整理や分析を行い、農業者にその結果を提供又は指導、助言等を行う方（※）
- ・ 食品等事業者（※）
- ・ 農機メーカー等の農業資材の生産及び販売を行う者（※）

※中小企業者に限る

生産方式革新実施計画の認定を受けていること又は開発供給実施計画の認定を受けていること。

ポイント

- ・ 農作業受託に必要なスマート農機の導入（購入費、研修費）、環境モニタリング装置を活用するための人材育成（研修費）に活用できます。

支援内容

1. 償還期限

25年以内（食品等事業者は10年超25年以内）

2. 据置期間

5年以内

3. 貸付金利

借入期間に応じて0.85%～1.55%（令和6年12月18日現在）

4. 貸付限度額（融資率）

貸付けを受ける者の負担する額の80%以内

5. 貸付金の使途

認定計画に従って生産方式革新事業活動又は開発供給事業※を行うために必要な資金であって次に掲げるもの

- （1）機械、ソフトウェア等の取得、施設の整備等
- （2）長期運転資金（研修費、販売促進費等）

※研究開発は対象外

お問合せ先

日本政策金融公庫支店、沖縄振興開発金融公庫支店

●スマート農業技術活用投資促進税制（サービス事業者向け）

スマート農業技術活用促進法に基づき、認定生産方式革新実施計画に参加するスマート農業技術活用サービス事業者が、生産方式革新実施活動に必要な機械の取得等をした場合に税制特例が受けられる制度。

対象・要件

スマート農業技術活用サービス事業者

主な要件

生産方式革新実施計画の要件を満たした上で、以下要件を満たすこと

<生産方式革新実施計画の要件>

- 生産方式革新実施計画全体で、労働生産性を5年間で5%以上向上させること
- 生産方式革新実施計画の実施期間が7年以上であること
- 生産方式革新事業活動が、総作付面積又は総売上高のおおむね8割以上を占めること 等

<スマート農業技術活用サービス事業者の要件>

- 提供するサービスが、農業者等の収益に応じた料金体系となっていること
- 対象設備等を専ら農業者等が行う生産方式革新事業活動に対して提供すること 等

ポイント

- ・特別償却により機械等導入当初の税負担を軽減できます。

支援内容

対象となるスマート農業機械等の導入当初に通常の償却額に一定額を上乗せして損金に算入可能（特別償却）。
特別償却率は、機械装置※：25%

※¹ スマート農業技術を組み込んだ機械装置については、7年以内に販売されたもの

※² 播種、移植又は収穫用のスマート農業技術を組み込んだ機械及び装置であること

特例の対象設備

スマート農業技術を組み込んだ機械装置
（例：キャベツ自動収穫機、搾乳ロボット等）

お問合せ先

農林水産省農産局技術普及課スマート・サービスユニット
（☎03-6744-2107）

＜スマート農業技術活用サービス事業者の方へ＞

「スマート農業機械の導入・施設整備や事業立ち上げに使える支援措置について知りたい」

計画認定による優遇措置対象

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうち

●スマート農業技術と産地の橋渡し支援（再掲）

スマート農業技術を他品目等にカスタマイズするための改良を支援します。

実施主体

農業者、農業支援サービス事業体、農機メーカー等

主な採択要件

- 改良するスマート農業機械等が市販されているものであること
- 改良したスマート農業機械等を農業者又はサービス事業者が活用すること 等

ポイント

- ・農業者やサービス事業体が活用しているスマート農業機械等を当該機械の所期の対象品目と異なる品目や特定の産地における栽培方式等に適応させるための改良を支援します。
- ・生産方式革新実施計画又は開発供給実施計画の認定を受けている場合、ポイント加算となります。

支援内容

補助率 定額（上限額500万円）

お問合せ先

農林水産省 農産局農産政策部技術普及課
スマート・サービスユニット（☎ 03-6744-2107）

計画認定による優遇措置対象

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうち

●農業支援サービスの先進モデル支援

農産物の生産・流通等の方式転換とサービス事業体の事業性の向上を合わせて図るため、食品事業者等需要を起点に受託面積を大幅に拡大する取組、複数産地が連携して同一サービスを利用する取組、ドローン等を多作業・多品目に利用する取組と、これらサービスの速やかな事業展開を図る取組を支援します。

実施主体

農業支援サービス事業体等

主な採択要件

- サービス提供産地において生産・流通等の方式を転換すること
- 持続的なサービス提供に向けた取組であること 等

ポイント

- ・実証等のソフト経費のほか、機械導入や施設整備に係る費用も支援対象となります。
- ・中山間地域等に対する優先枠等を設置します。
- ・生産方式革新実施計画の認定を受けている場合、ポイント加算となります。

支援内容

補助率 定額、1/2以内
支援対象の取組例

- ・実証や利用者の新規開拓費等のソフト費用
- ・スマート農業機械等の導入費用
- ・関連施設の整備費用 等

お問合せ先

農林水産省 農産局農産政策部技術普及課
スマート・サービスユニット（☎ 03-6744-2107）

＜スマート農業技術活用サービス事業者の方へ＞

「スマート農業機械の導入・施設整備や 事業立ち上げに使える支援措置について知りたい」

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業
(スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業)のうち

計画認定による優遇措置対象

● 農業支援サービスの立上げ支援

サービス事業体の新規事業立上げ当初のビジネス確立に向け、ニーズ調査、サービス提供の試行・改良等のほか、サービスの提供に必要なスマート農業機械等の導入を支援します。

実施主体

農業支援サービス事業体等

主な採択要件

サービス提供面積の拡大目標に結び付く取組であること 等

ポイント

- ・ サービス事業新規立ち上げに係るソフト経費のほか、サービスを提供するために必要な農業機械等の導入に活用できます。
- ・ 中山間地域等に対する優先枠等を設置します。
- ・ 生産方式革新実施計画の認定を受けている場合、ポイント加算となります。

支援内容

補助率 定額（ソフト経費支援）、1/2以内（農業用機械等導入支援）
補助上限額 1,500万（※1,※2）
（※1 スマート農業機械を導入する場合、3,000万円に増額）
（※2 複数都道府県でサービスを提供する場合、5,000万円に増額）

お問合せ先

最寄りの都道府県庁、各地方農政局生産部又は
農林水産省 農産局農産政策部技術普及課
スマート・サービスユニット（☎ 03-6744-2107）

● 畜産クラスター事業（施設整備事業・機械導入事業）（再掲）

畜産クラスター計画を策定した地域に対し、地域の収益性向上等に必要な家畜排せつ物の処理施設や機械の導入等を支援します。

実施主体

畜産クラスター協議会（畜産を営む者、地方公共団体、農業者の組織する団体その他の関係者が参画し設立する協議会）

主な採択要件

畜産クラスター計画を作成

ポイント

- ・ 畜産クラスター協議会の構成員が、生産方式革新実施計画の認定を受けている場合はポイント加算となります。
- ・ 施設整備事業においては、施設整備を実施する取組主体が、生産方式革新実施計画の認定を受けている場合もポイント加算となります。

支援内容

施設整備事業・機械導入事業（1/2以内）
（搾乳ロボット、エサ寄せロボット、分娩監視装置など）

お問合せ先

農林水産省 畜産局 企画課（☎ 03-3501-1083）

国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業のうち

● 飼料生産組織の体制強化支援

畜産経営体が大規模化し、飼料生産のための労働力が不足する中で、飼料生産作業を担う飼料生産組織の運営強化を図る観点から、規模拡大等に必要な機械の導入や簡易倉庫の設置、畜産農家等と長期契約を結び安定的に国産飼料を供給する取組等を支援します。

実施主体

以下掲の要件を満たす飼料生産組織（地方公共団体、農業法人、農業者団体、公社、農業関連企業等）

(1) 飼料生産組織の規模拡大等に対する支援

▶ 運営強化方針の作成、地方公共団体等への事前相談

▶ 飼料※の生産・販売、作業受託の合計売上高の5%以上増加

又は 導入機械での作業拡大面積が北海道：20ha以上 都府県：10ha以上等

又は 労働投入量（労働時間）の5%以上削減 又は 労働生産性を5%以上向上

(2) 飼料生産組織による安定的な国産飼料の供給に対する支援

▶ 畜産農家等と5年以上の長期供給契約・作業受託契約を結び、飼料※の収穫作業等を行うこと

▶ 飼料生産延べ面積（2作目も含む）を10%以上拡大等

▶ 拡大する作付地の土壌分析と生産する飼料の分析の実施

※対象となる飼料：稲わらを含む各種粗飼料、濃厚飼料（子実用とうもろこし、大麦、大豆）

支援内容

(1) 飼料生産組織の規模拡大・省力化に必要な機械（作付～収穫・調製～運搬の各作業、堆肥の運搬・散布や圃場排水対策等に必要な機械）やICT機器の導入、稲わらの簡易倉庫の設置（補助率：1/2以内）

(2) 畜産農家等と長期契約した上での拡大面積あたり

1年目 12,000円/10a以内、2年目5,000円/10a以内 を支援

お問合せ先

(1) (2) 農林水産省畜産局飼料課飼料増産振興班（☎ 03-3502-5993）

● 中小企業経営強化税制(再掲)

中小企業等経営強化法に基づき、経営力向上計画の認定を受けた事業者が、その経営力向上計画に基づき、対象設備の取得等をした場合、税制特例が受けられます。

対象・要件

①A・B・D類型

【要件】

- (1) 経営力向上計画の認定を受けた特定事業者等であり、青色申告書を提出する中小企業者等であること
- (2) 対象設備が、生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備(生産性向上設備)、投資利益率が年平均7%以上の投資計画に係る設備(収益力強化設備)、又は、修正ROA又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する設備(経営資源集約化設備)であること

【対象設備】

機械装置(160万円以上)、ソフトウェア(70万円以上)、
器具備品・工具(30万円以上)、建物附属設備(60万円以上)

②B類型の拡充措置

【要件】

- (1) 投資利益率が年平均7%以上
- (2) 売上高100億円超を目指すロードマップの作成
- (3) 売上高成長率年平均10%以上を目指す
- (4) 前年度売上高10億円超90億円未満
- (5) 最低投資額1億円 OR 前年度売上高5%以上
- (6) 賃上げ率2.5% OR 5.0%以上 等

【対象設備】

機械装置(160万円以上)、ソフトウェア(70万円以上)、器具備品・工具(30万円以上)、建物及びその附属設備(1,000万円以上)

※生産性向上に資する設備の導入に伴って新增設される建物及びその附属設備に限る

※税制対象の設備投資総額の上限は、60億円

ポイント

- ・経営力向上を図る企業の設備投資を後押しします。

支援内容

①A・B・D類型

法人税又は所得税について、即時償却又は取得価額の10%の税制控除(資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%)を選択適用

②B類型の拡充措置

機械装置、ソフトウェア、器具備品・工具について：

法人税又は所得税について、即時償却又は取得価額の10%の税制控除(資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%)を選択適用

建物及びその附属設備について：

その年度末の雇用者給与支給総額が前年度末と比較して2.5%以上増加した場合、特別償却15%又は税額控除1%、5.0%以上増加した場合、特別償却25%又は税額控除2%を適用

お問合せ先

中小企業経営強化税制について：

中小企業税制サポートセンター(☎03-6281-9821)

経営力向上計画について：

経済産業省中小企業庁事業環境部企画課(☎03-3501-1975)

<スマート農業技術活用サービス事業者の方へ>

「スマート農業機械の導入・施設整備や 事業立ち上げに使える支援措置について知りたい」

● 中小企業投資促進税制（再掲）

一定の機械装置等の取得等をした場合、税制特例が受けられます。

対象・要件

農業支援サービス事業者

青色申告書を提出する中小企業者等であること

【対象設備】

機械装置（160万円以上）、測定工具・検査工具（120万円以上）、

ソフトウェア（70万円以上）、普通貨物自動車（車両総重量3.5t以上）、内航船舶（取得価額の75%が対象）等

ポイント

・生産性を高めるような設備投資を応援します。

支援内容

法人税又は所得税について、取得価額の30%の特別償却又は7%の税制控除を選択適用

（資本金3,000万円超1億円以下の法人は特別償却のみ適用可）

お問合せ先

中小企業税制サポートセンター（☎03-6281-9821）

● 中小企業経営力強化資金＜公庫中小事業＞

創業又は経営多角化・事業転換等による新たな事業活動への挑戦を行う中小企業・小規模事業者であって、認定経営革新等支援機関の経営支援を受ける事業者等を対象に融資を受けられます。

対象・要件

農業支援サービス事業者

- (1) 経営革新又は異分野の中小企業と連携した新事業分野の開拓等により市場の創出・開拓（新規開業を行う場合も含む）を行おうとする者で、自ら事業計画書を策定し認定経営革新等支援機関による指導及び助言を受けている者
- (2) 「中小企業の会計に関する基本要領」若しくは「中小企業の会計に関する指針」を適用している又は適用する予定である者で、事業計画を策定する者
- (3) 中小企業基盤整備機構によるハズオン支援を受けて経営課題の解決に取り組む者

ポイント

・長期・固定金利での資金調達が可能です。

支援内容

【借入限度額】

7億2,000万円（中小企業事業）

お問合せ先

日本政策金融公庫支店、沖縄振興開発金融公庫支店

● 新事業育成資金＜公庫中小事業＞

新しい技術の活用、特色ある財・サービスの提供等により市場を創出・開拓し、高い成長性が見込まれる事業者を対象とした融資制度です。

対象・要件

農業支援サービス事業者

高い成長性が見込まれる新たな事業を行う者であって、次の1～3のすべてに当てはまる者

- (1) 新たな事業を事業化させておおむね7年以内
- (2) 次のいずれかに当てはまる者

イ 公庫の成長新事業育成審査会から事業の新規性・成長性の認定を受けた方
□ 他企業に利用されていない知的財産権やS B I R制度に係る指定補助金及び特定補助金などの交付を受けて開発した技術を利用して新事業を行う者
(3) 継続的に経営課題に対する経営指導を行うことにより、円滑な事業の遂行が可能と認められる者

ポイント

・長期・固定金利での資金調達が可能です。

支援内容

【借入限度額】 7億2,000万円

お問合せ先

日本政策金融公庫支店、沖縄振興開発金融公庫支店

● 信用保証協会による保証

信用保証協会では、多様なニーズに合わせた保証制度を設けています。

対象・要件

農業支援サービス事業者

【流動資産担保融資保証制度（ABL 保証）】

自らが有する売掛債権や棚卸資産を担保として借入れを行う中小企業・小規模事業者

【小口零細企業保証制度】

中小企業信用保険法第2条第3項に定める小規模事業者

ポイント

・信用保証協会による「信用保証」を通じて、資金調達をサポートします。

支援内容

【流動資産担保融資保証制度（ABL 保証）】 保証限度額：2 億円

【小口零細企業保証制度】 保証限度額：2,000 万円

お問合せ先

お近くの信用保証協会

● 中小企業等経営強化法に基づく支援措置（信用保証）

中小企業等経営強化法に基づき、経営力向上計画の認定を受けた事業者は、計画実行のための支援措置として、信用保証協会による保証のうち追加保証や保証枠の拡大が受けられます。

対象・要件

農業支援サービス事業者

経営力向上計画の認定を受けた中小企業者（保証の審査は、経営力向上計画の認定審査とは別に行われます。）

ポイント

・信用保証協会による「信用保証」を通じて、資金調達をサポートします。

支援内容

信用保証協会による保証のうち別枠での追加保証や保証枠の拡大
【保証限度額】

(1)普通保険：別枠2 億円（組合4 億円）（通常枠2 億円（組合4 億円））

(2)無担保保険：別枠8,000 万円（通常枠8,000 万円）

(3)特別小口保険：別枠2,000 万円（通常枠2,000 万円）

(4)新事業開拓保険：2 億円→3 億円（保証枠の拡大）

(5)海外投資関係保険：2 億円→3 億円（保証枠の拡大）

お問合せ先

お近くの信用保証協会

● 中小企業等経営強化法に基づく支援措置（債務保証）

中小企業等経営強化法に基づき、経営力向上計画の認定を受けた事業者は、計画実行のための支援措置として、債務保証が受けられます。

実施主体

農業支援サービス事業者

主な採択要件

- (1)について、経営力向上計画の認定を受けた特定事業者
(保証の審査は、経営力向上計画の認定審査とは別に行われます。)
- (2)について、経営力向上計画の認定を受けた従業員数2千人以下の特定事業者等※
(保証の審査は、経営力向上計画の認定審査とは別に行われます。)
- ※特定事業者は含まれません

ポイント

- ・ 海外現地法人等による海外での現地流通通貨の円滑な調達を支援します。
- ・ 経営力向上を図る企業の資金調達をサポートします。

支援内容

- (1)日本政策金融公庫によるスタンドバイ・クレジット
【補償限度額】 1法人あたり最大4億5,000万円
- (2)中小企業基盤整備機構による債務保証
【保証限度額】 1法人あたり最大25億円
【保証割合】 50%

お問合せ先

支援内容(1)について：日本政策金融公庫支店、沖縄振興開発金融公庫支店

支援内容(2)について：中小企業基盤整備機構ファンド事業部事業基盤支援課
(☎03-5470-1575)

<地方公共団体の方へ>

「スマート農業活用のためのインフラ整備に使える事業について知りたい」

農山漁村振興交付金のうち

● 情報通信環境整備対策

計画認定による優遇措置対象

農業農村インフラの管理の省力化・高度化やスマート農業の実装に必要な光ファイバ、無線基地局等の情報通信施設及び附帯設備の整備を支援します。

実施主体

都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、地域協議会 等

主な採択要件

1. 計画策定支援事業
・農山漁村振興推進計画を策定していること。
2. 施設整備事業
・農山漁村振興推進計画を策定していること。
・事業費の合計が800万円以上※¹であること。等※²
※¹ RTK-GNSS基準局の単独整備の場合は200万円以上
※² 事業内容により、受益面積や受益者数等の採択要件が適用される場合があります。

ポイント

- ・スマート農業の導入に必要な無線基地局等の情報通信施設や当該施設を活用するICT機器の導入を支援します。
- ・農機の自動操舵等に必要となるRTK-GNSS基準局の整備も支援可能です。

支援内容

1. 計画策定支援事業：調査、計画策定に係る取組を支援
補助率 定額、事業実施期間 原則2年以内
2. 施設整備事業：光ファイバ、無線基地局等の情報通信施設等の整備を支援
補助率 1/2等、事業実施期間 原則3年以内

お問合せ先

各地方農政局 農村振興部 地域整備課※
※北海道においては農林水産省 農村振興局 整備部 地域整備課
農村資源利活用推進班（03-6744-2209）
沖縄については内閣府沖縄総合事務局農林水産部農村振興課

● 農地耕作条件改善事業

農地中間管理機構による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善、高収益作物への転換、麦・大豆の増産、スマート農業の導入、水田貯留機能の向上に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせ支援します。

実施主体

都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業法人等

主な採択要件

1. 農振農用地のうち地域計画を策定した区域であること。
2. ハード事業費が200万円以上であること。
3. 事業の受益者数が、農業者2人以上であること。
4. 農地中間管理事業との連携概要、農地耕作条件改善計画を作成していること。

ポイント

- ・スマート農業の導入に向け、基盤整備と一体的に行うRTK-GNSS基準局等の設置と、これに併せた自動操舵システムの導入等も支援。

支援内容

補助率 定率（事業費に対し、50%等の一定の割合の金額を支援可能）、定額

お問合せ先

各地方農政局 農村振興部 農地整備課※
※北海道においては北海道庁農政部農村振興局農地整備課
沖縄については内閣府沖縄総合事務局農林水産部農村振興課

<地方公共団体の方へ>

「スマート農業活用のためのインフラ整備に使える事業について知りたい」

●新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）

地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済の起爆剤として、大規模な地方創生策を講ずるため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づいた、地方創生に資する地域の独自の取組等を支援。

実施主体

地方公共団体

主な要件

- ・事業の企画や実施に当たり、地域の多様な主体との連携体制が整備されていること。
- ・KPI が、原則として成果目標（アウトカム）で設定され、地方創生として目指す将来像と整合的であり、その検証と事業の見直しのための仕組み（PDCA）が、地域の多様な主体の関与等がある形で整備されていること など

ポイント

- ・地方公共団体の自主性と創意工夫に基づき、地域の多様な主体（産官学金労言など）の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組みを、計画から実施までを強力に後押しします。

支援内容

地方創生に資するソフト事業及びハード事業（拠点整備事業、インフラ整備事業）を支援。

お問合せ先

内閣府地方創生推進事務局・地方創生推進室（☎03-6257-1416）

●未来技術社会実装事業

未来技術社会実装事業は、AI、IoTや自動運転、ドローン等の未来技術を活用した新しい地方創生を目指し、革新的で先導性と横展開可能性等に優れた地方公共団体の事業について、現地実施体制を構築し、関係省庁による総合的な支援を行うことで、地域における未来技術の社会実装の実現に向けた支援。

実施主体

都道府県、市区町村 ※共同提案も可

主な要件

- (1) 未来技術を活用し、地域課題を解決する（地方創生に寄与する）事業であること。
- (2) 先進性があり、かつ、将来の横展開・本格普及にふさわしい事業であり、具体的には以下のア及びイの要件に該当する事業であること。
ア 次の①又は②の技術の実装に関する事業であること。
① 以下のいずれかに当てはまる未来技術
[1] AI、IoT、5G、クラウドコンピューティング、ビッグデータ [2] 自動運転
[3] ロボット（ドローン含む）、VR/AR [4] キャッシュレス・ブロックチェーン
② 戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）等の研究開発成果を活用する技術
イ 多くの地域に共通する地域課題の解決を目指す取組や技術的に他地域への普及が可能な取組等で、取組の成果が他の地域へ広がる蓋然性が認められる事業であること。
- (3) 今後3年間で実装（一部でも可）が見込まれ、5年間で本格実装される（事業化され自走する）事業であること。
- (4) 省庁横断的な支援を必要とする事業であること。
- (5) その他（上記に該当しないが未来技術として考えられるもの）

ポイント

- ・各自治体の皆様が抱える課題について、未来技術を活用した課題解決に向け、現地実施体制の構築等により伴走支援します。

支援内容

未来技術の社会実装に向けた現地支援体制（地域実装協議会）を構築し、関係府省庁による総合的な支援（各種交付金・補助金の活用や、制度的・技術的課題等に対する助言等）を行う。※本事業による財政面の措置なし。

お問合せ先

内閣府地方創生推進事務局 未来技術実装担当（☎ 03-6206-6175）

＜地方公共団体の方へ＞

「スマート農業活用のためのインフラ整備に使える事業について知りたい」

情報通信インフラ整備加速化パッケージのうち

● 高度無線環境整備推進事業

5G・IoT等の高度無線環境の実現に向けて、条件不利地域において、地方公共団体、電気通信事業者等が高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバ等を整備する場合に、その費用の一部を補助します。

また、離島地域において地方公共団体が光ファイバ等を維持管理する経費に関して、その一部を補助します。

実施主体

自治体、第3セクター、民間事業者

主な採択要件

地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯）であること

ポイント

・条件不利地域におけるスマート農業の基盤となる光ファイバ等の整備を支援します。

支援内容

補助率

・自治体

新規整備（離島：4/5、離島以外：1/2 等）

高度化整備（離島：3/4、離島以外：1/2）

・第3セクター、民間事業者

新規整備（離島：4/5 等、離島以外：3/4）

高度化整備（離島：3/4 等、離島以外：2/3）

お問合せ先

総務省総合通信基盤局基盤整備促進課（☎03-5253-5866）

情報通信インフラ整備加速化パッケージのうち

● 携帯電話等エリア整備事業

地理的に条件が不利な地域において、地方公共団体や無線通信事業者等が携帯電話の基地局等を整備する場合に、整備費用等の一部を補助します。

実施主体

自治体、無線通信事業者、インフラシェアリング事業者

主な採択要件

地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯）であること

ポイント

・条件不利地域におけるスマート農業の基盤となる無線通信環境の整備を支援します。

支援内容

補助率：3/4、3/5、2/3、1/2

お問合せ先

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課（☎03-5253-5894）

● 地域社会DX推進パッケージ事業

デジタル人材/体制の確保支援、AI・自動運転等の先進的ソリューションや先進無線システムの実証、地域の通信インフラ整備の補助等の総合的な施策を通じて、デジタル実装の好事例を創出し、全国における早期実用化を目指します。

実施主体

地方公共団体、民間団体等

主な採択要件

地域課題の解決のために、無線ネットワーク設備と、これに接続するソリューション機器等を組み合わせたシステムを整備すること

ポイント

- ・通信装置レンタル料やクラウドサービス利用料については、複数年度分を一括して初年度に費用計上できる場合に限り、5か年分を上限として補助対象とします。

支援内容

デジタル技術を活用して地域課題の解決を図るために必要な通信インフラなど（ローカル5G/LPWAなど）の整備費用を補助。
補助率：1/2

お問合せ先

総務省情報流通行政局地域通信振興課
03-5253-5758

「スマート農業活用人材の育成に使える事業について知りたい」

スマート農業技術活用促進総合対策のうち

●スマート農業教育推進

農業大学校や農業高校等の学生や農業者等が、スマート農業について体系的に学ぶことができる環境整備として、以下の取組を行う。

①スマート農業のオンライン講座

スマート農業技術の基礎知識や経営効果、データの取得・分析・活用方法など、スマート農業を体系的に学習できるオンライン講座を開講。

②スマート農業の体験型研修

スマート農業技術を直接体験できる研修を全国各地で実施。

実施主体

民間団体等（公設試、大学を含む）

主な採択要件

スマート農業に関する教材の作成、研修の実施が可能であること

ポイント

・本事業にて過去に作成した教材や動画も閲覧、ご活用いただけます。
https://www.maff.go.jp/j/keiei/nougyou_jinzaikusei_kakuho/smart_kyoiku.html

支援内容

補助率 定額（委託事業）

お問合せ先

農林水産省 経営局就農・女性課（03-6744-2162）



【参考】これまでの取組

スマート農業に関するオンライン教材

スマート農業について、農業大学校や農業高校での授業や学生・生徒の自習等に活用できる**オンライン教材**や**指導用の補助教材**を作成。

【オンライン教材】

◆R4年度・R5年度(委託先:北海道大学)

<基礎編>

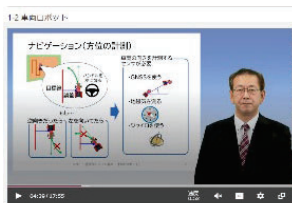
車両ロボット、ドローン、人工知能(AI)等
(全9テーマ)

<応用編>

自動操舵、農作業ロボット
ピンポイント防除技術等
(全8テーマ)

<トレンド編>

施設園芸のスマート化、
スマート農業の形成効果等
(全6テーマ)



【フォローノート(補助教材)】

オンライン教材を補完する教材として、全国の農業大学校や農業高校に配布



◆R6年度(委託先:信州大学)

畜産分野の教材(総論編、技術編、実践編)を作成中
R7年3月末までに公開予定

スマート農業に関する研修

農業大学校や農業高校の教員等が、スマート農業に関する知識や技術を習得できる研修を実施。

【研修実績】

◆令和6年度(委託先:北海道大学)

<現地研修>

スマート農業技術に関する
講義やスマート農機の体験型
研修を実施
(北海道、鳥取県、大分県、
兵庫県等)



<オンライン研修>

10月～翌3月にかけて
全10回の研修を実施



「スマート農業活用人材の育成に使える事業について知りたい」

新規就農者育成総合対策のうち

● 農業教育高度化事業

農業大学校・農業高校等の農業教育の高度化・充実等のため、以下の取組を支援。

- ・ スマート農業等の教育カリキュラムの強化
- ・ 研修用のスマート農業機械・設備の導入、ICT環境の整備
- ・ スマート農業に取り組む先進農業者等の現場実習や出前授業等、若者の就農意欲を高める取組
- ・ 現役農業者等に対する体系的なスマート農業等のリ・スキリング研修など教育・研修モデルの創出

実施主体

都道府県、農業教育機関等

主な採択要件

都道府県が、農業教育高度化プランを作成すること
(※ スマート農業の取組は、採択に当たっての優先配分事項。)

ポイント

・ 地域の農業の担い手に関する課題を解決するため、各農業教育機関の教育高度化の方針や、スマート農業等に関する具体的な取組、新規就農等に関する具合的な数値目標を設定。

支援内容

補助率 定額（ソフト）、1/2（機械・設備の導入、ICT環境の整備）

お問合せ先

農林水産省 経営局就農・女性課（☎ 03-6744-2162）

● マイスター・ハイスクール（次世代地域産業人材育成刷新事業）

産業界等と専門高校等が連携体制を構築し、一体となって最先端の職業人材育成のための教育充実を目指す取組を支援。

実施主体

地方自治体（都道府県・指定都市）

主な採択要件

産業界等と専門高校等が一体となって教育充実を目指す取組を行うこと。

ポイント

・ 専門高校が教育充実のため産業界等と連携する取組を支援しています。
※R7年度は継続事業のみで、新規採択の予定はありません。

支援内容

農業高校をはじめとした専門高校と産業界等の連携体制の確立、企業等と連携した授業・実習、産学連携コーディネーターの配置・活用など
補助率 定額（委託事業）

お問合せ先

文部科学省初等中等教育局参事官付（高等学校担当）
（☎03-6734-2904）

「スマート農業活用人材の育成に使える事業について知りたい」

● 高等学校DX加速化推進事業

情報、数学等の教育を重視するカリキュラムを実施するとともに、専門的な外部人材の活用や大学等との連携などを通じてICTを活用した探究的・文理横断的・実践的な学びを強化する学校などに対して、そのために必要な環境整備の経費を支援。

実施主体

公立・私立の高等学校等

主な採択要件

専門高校において、デジタルを活用したスマート農業やインフラDX、医療・介護DX等に対応した高度な専門教科指導の実施、高大接続の強化

ポイント

・ 農業高校におけるスマート農業を活用した高度な専門教科指導に必要な教育環境整備を支援します。

支援内容

農業高校をはじめとした専門高校の高度な実習設備整備、専門人材派遣等業務委託費 等
補助上限額：1,000万円/校（1,000校程度）
補助率：定額補助

お問合せ先

文部科学省初等中等教育局参事官付（高等学校担当）
（☎03-6734-2338）

● 高専発！「Society5.0型未来技術人財」育成事業（GEAR5.0農林水産ユニット）

国立高等専門学校において、高等専門学校の技術力を活かし、農林水産業のDXを進め地域で抱える課題解決に取り組むとともに、高度な技術を持つ専門人材を育成。

実施主体

国立高等専門学校

ポイント

・ 地域ごとに様々な特性を持つ農林水産業において、国立高専の技術力を用いた課題解決に取り組めます。

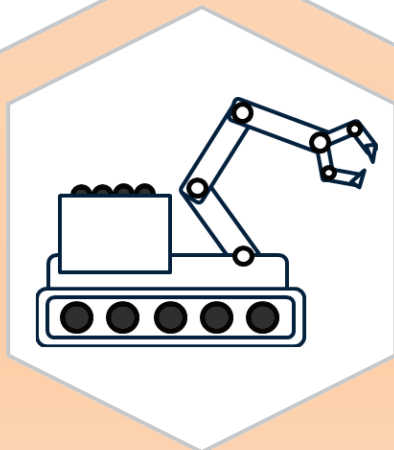
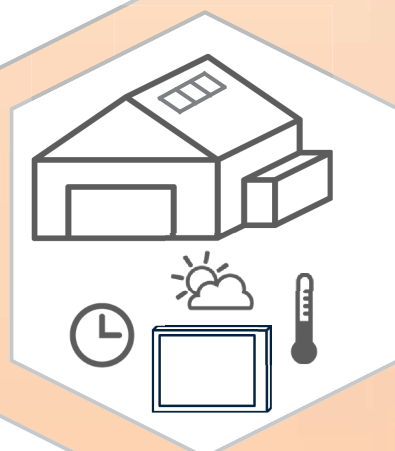
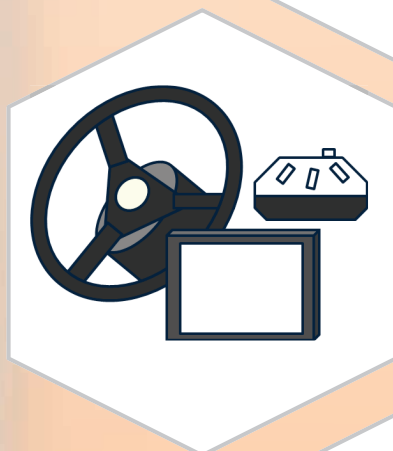
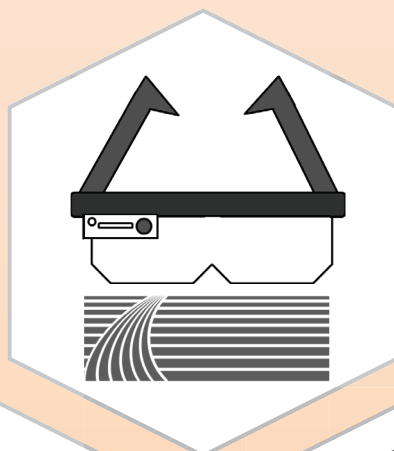
支援内容

拠点となる国立高等専門学校を中心に、農林水産業における課題解決型の教育プログラムを実施。

【拠点校】鳥羽商船高専、函館高専、一関高専、和歌山高専、阿南高専

お問合せ先

文部科学省高等教育局専門教育課
（☎03-6734-3347）



スマート農業	Q
--------	---

農林水産省 大臣官房政策課 技術政策室